ISSN 1346-9029

# 研究レポート

No.358 June 2010

## 高齢化社会における「負担と給付」のあり方と「日本型」福祉社会

シニアフェロー　南波　駿太郎

富士通総研(FRI)　経済研究所

# 高齢化社会における「負担と給付」のあり方と「日本型」福祉社会

シニアフェロー　南波駿太郎

【要旨】

我が国の「負担と給付」の関係は、「低負担・低給付」から「低負担・中給付」に変化しつつあるが、財政収支赤字を加味すると、すでに「中負担・中給付」の状態に近づきつつある。今後、高齢化の著しい進展による「国民給付率」の上昇をカバーするためには、「国民負担率」の引上げは避けらないが、国民負担の引上げを図る方法としては、消費税を主要国並みの水準に引上げるとともに、地方は所得税を、国は消費税を柱とする租税構造の転換を図ることが選択肢の一つとなる。政府は、財政再建に対する国民合意を図り、財政赤字を加味した国民還元率の引上げを目指すとともに、政治と財政に対する国民の信頼感の醸成に取り組むことが重要である。いずれにしても、新政権は、我が国が目指すべき「日本型」福祉社会の枠組みを早急に国民の前に明らかにし、「市場主義的・家族主義的」福祉レジームからの脱却を図るべきである。

キーワード：国民給付率、国民負担率、財政収支比率、負担と給付、修正国民負担率、社会保障負担、租税負担、福祉レジーム、「日本型」福祉社会、国民還元率、政治への信認

【目次】

1.はじめに ..... 1

2.「負担と給付」の現状と財政収支 ..... 2

2.1「負担と給付」の国際比較 ..... 2

2.2 我が国の財政収支の現状 ..... 5

2.3 財政収支を加味した「負担と給付」の国際比較 ..... 6

3.国民負担の将来展望 ..... 9

3.1「国民給付率」の将来予測 ..... 9

3.2「国民給付率」と「修正国民負担率」の関係 ..... 12

3.3 将来の「負担と給付」の関係 ..... 14

4.国民負担のあり方と採り得る選択肢 ..... 17

4.1 財政再建と「負担と給付」のあり方 ..... 17

4.2 国民負担における社会保障負担の位置付け ..... 19

4.3 租税負担に関する選択肢 ..... 21

5.「日本型」福祉社会のあり方と基礎的条件 ..... 27

5.1「日本型」福祉社会のあり方 ..... 27

5.2「日本型」福祉社会構築のための基礎的条件 ..... 30

6.おわりに ..... 35

【参考資料】 ..... 37

## 1.はじめに

超高齢化社会に突入した我が国は、社会保障給付の著しい増大による財政圧迫から、政府債務残高はかつて経験したことのない水準にまで上昇、このままでは国債価格の暴落による財政破綻が懸念される状況になりつつある。そもそも社会保障制度は、国民負担のうえに成立つ相互扶助の仕組みであることを考えると、給付に見合う応分の負担があってはじめて成立つものであり、将来に付けを回すかたちでの解決は制度そのものを否定することになりかねない。

本稿では、我が国の社会保障制度の現状と将来の姿を、国民の「負担と給付」の視点から考察し、望ましい「日本型」福祉社会の姿をイメージしたものである。本稿の問題意識をあらかじめ提示すると、以下の３点に集約される。

① 高齢化の進展は、将来の我が国の「負担と給付」の関係に如何なる影響を及ぼすか。

② 「国民給付率」の急激な上昇による「国民負担率」の上昇に対し、我が国が採り得る選択肢とは何か。

③ 望ましい「日本型」福祉社会のイメージと実現に必要な基礎的条件とは何か。

本稿の構成は以下のとおりである。第２章においては、OECD主要国との国際比較をベースに、我が国の「国民負担率」と「国民給付率」の関係について、「財政収支比率」を加味したかたちで検証する。第３章では、我が国の国民給付率関数を推計するとともに、これを用いて将来の「国民給付率」を予測するとともに、これを賄うのに必要とされる将来の「国民負担率」の水準について試算する。第４章では、我が国における国民負担のあり方について、主要３カ国（米国・ドイツ・スウェーデン）との国際比較分析を中心に、我が国が採り得る選択肢について吟味する。最後に第５章において、主要３カ国の福祉レジームをもとに、「日本型」福祉社会のあり方について考察を加えるとともに、新たな福祉社会を構築するために不可欠な基礎的諸条件を提示する。

## 2.「負担と給付」の現状と財政収支

一国の福祉社会のあり方を論ずる場合、①社会保障関連の給付がGDPに占める割合がどの程度の水準にあるかという視点とともに、②国民が負担する租税および社会保障負担に対し国民に還元される社会保障関連の給付がどの程度の割合を占めているかという視点が重要となる。本章では、我が国の福祉の現状をこの２つの視点から検証し、我が国の主要先進諸国における位置付けを確認する。

### 2.1「負担と給付」の国際比較

図表１は、OECDの“Social Expenditure Database” および“Revenue Statistics”を用い、主要先進10カ国の2005年の「国民負担率」と「国民給付率」との関係をプロットしたものである。ここでは、①「国民負担率」を租税と社会保障負担の合計額の対GDP比率、②「国民給付率」を社会保障給付額の対GDP比率と定義する。

図にみられるように、主要 10 カ国の「国民負担率」と「国民給付率」の関係は、概ね右肩上がりとなっており、「国民給付率」の高い国ほど「国民負担率」は高くなっている。このように、「国民負担率」と「国民給付率」との間にはマイルドではあるが正の相関があり（決定係数：0.6232)、10 カ国全体で「国民給付率」の約４割が「国民負担率」によって説明されるかたちとなっている（「国民負担率」の係数：0.439)。

こうした中で、我が国は米国とともに、主要国の中で最も「低負担・低給付」に位置しており、北欧諸国の「高負担・高給付」と極めて対照的な姿となっている。すなわち、2005年の我が国の「国民負担率」は27.4%であるのに対し「国民給付率」19.1%となっており、10か国中「国民負担率」は米国並みの低い水準に、「国民給付率」は米国に次いで2番目に低い水準となっている。これに対し、北欧諸国とりわけスウェーデン・デンマークは、社会福祉の充実を目指す典型的な「大きな政府」となっており、その他の諸国は、概ね日・米とスウェーデン・デンマークの間に分布している。

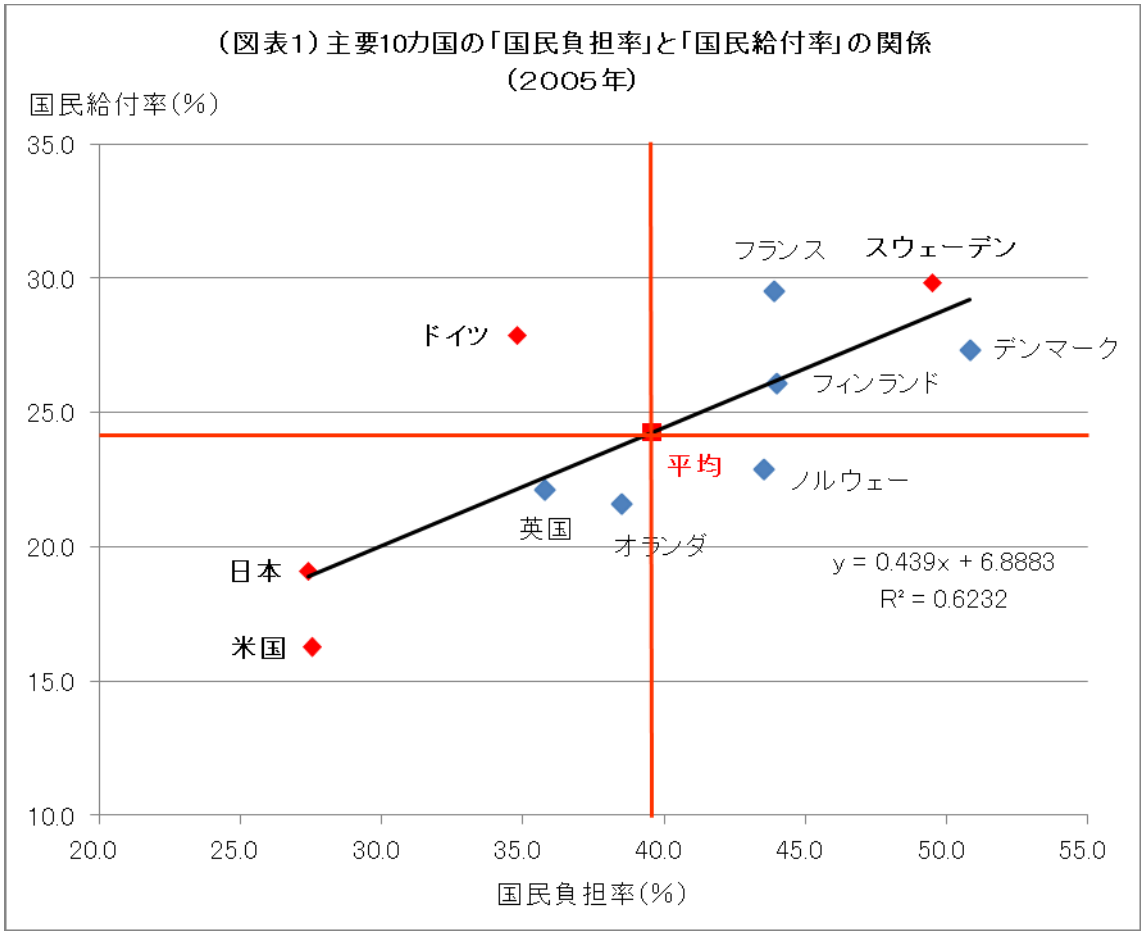


（出所）OECD “Social Expenditure Database” および “Revenue Statistics” より作成。

一方、負担に対する給付の関係をみると、我が国は「小さな政府」ではあるが10カ国の平均的な負担と給付の関係の上にあり、一見するとバランスのとれた負担と給付の関係を維持している。すなわち我が国の場合、国民負担の約４割が国民給付に充てられ、残りでその他の財政支出が賄われているかたちとなっているのに対し、ドイツやフランスでは、国民負担に対し平均をかなり上回る国民給付が行われている一方、米国やノルウェーでは逆に国民負担に対し平均を下回る国民給付となっている。

これを、1980 年における状況（図表２参照）と比較すると、この 25 年間で我が国の「国民給付率」が著しく上昇しているのが分かる。

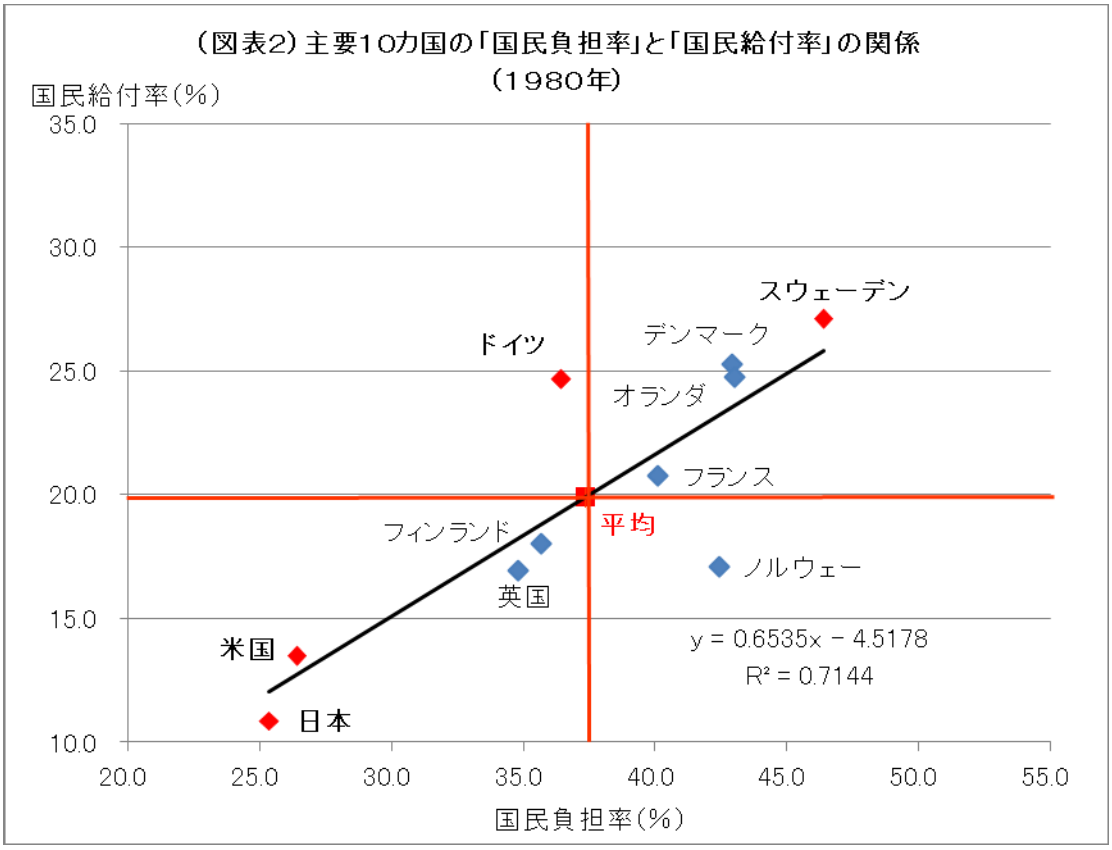


（出所）OECD “Social Expenditure Database” および “Revenue Statistics” より作成。

すなわち 1980 年においては、我が国の「国民給付率」は 10.9%「国民負担率」は 25.4%と、ともに米国を下回る 10 カ国中最も「低負担・低給付」の国であったが、図表 1 でみたように、最近では米国を大きく上回る「国民給付率」となっている。また、1980 年における 10 カ国の「国民負担率」と「国民給付率」との間には、2005 年に比較しより明確な正の相関があり（決定係数：0.7144）、10 カ国全体で「国民給付率」の約 6 割強が「国民負担率」によって説明されるかたちとなっており（「国民負担率」の係数：0.6535）、その意味で、従来に比べ「国民給付率」と「国民負担率」との関係は弱まってきているように見受けられる。この間、10 カ国平均の「国民給付率」および「国民負担率」は、ともに大きく上昇している（「国民給付率」1980 年 19.9%→2005 年 24.3%、「国民負担率」同 37.4%→

同 39.6%）が、我が国の場合、とくに「国民給付率」の上昇が突出している（同 10.9%→同 19.1%）のが目立つのに対し、「国民負担率」の上昇は平均並みの上昇に止まっているのが特徴的である（同 25.4%→同 27.4%）。

### 2.2 我が国の財政収支の現状

こうした、「国民負担率」に比べた「国民給付率」の著しい上昇は、急激な高齢化の進展による「国民給付率」の上昇に「国民負担率」の上昇が追い付いていかない状況を端的に示したものであり、この結果、不足分を著しい財政収支赤字で補填せざるを得ない状況となっている。図表 3 は、OECD の “Social Expenditure Database” 、“Revenue Statistics” および “Economic Outlook Dec. 2009” を用い、我が国の「国民給付率」、「国民負担率」および「財政収支比率」の 1980 年以降の推移をみたものである（2010 年以降の「財政収支比率」については OECD 予測に基づく）。

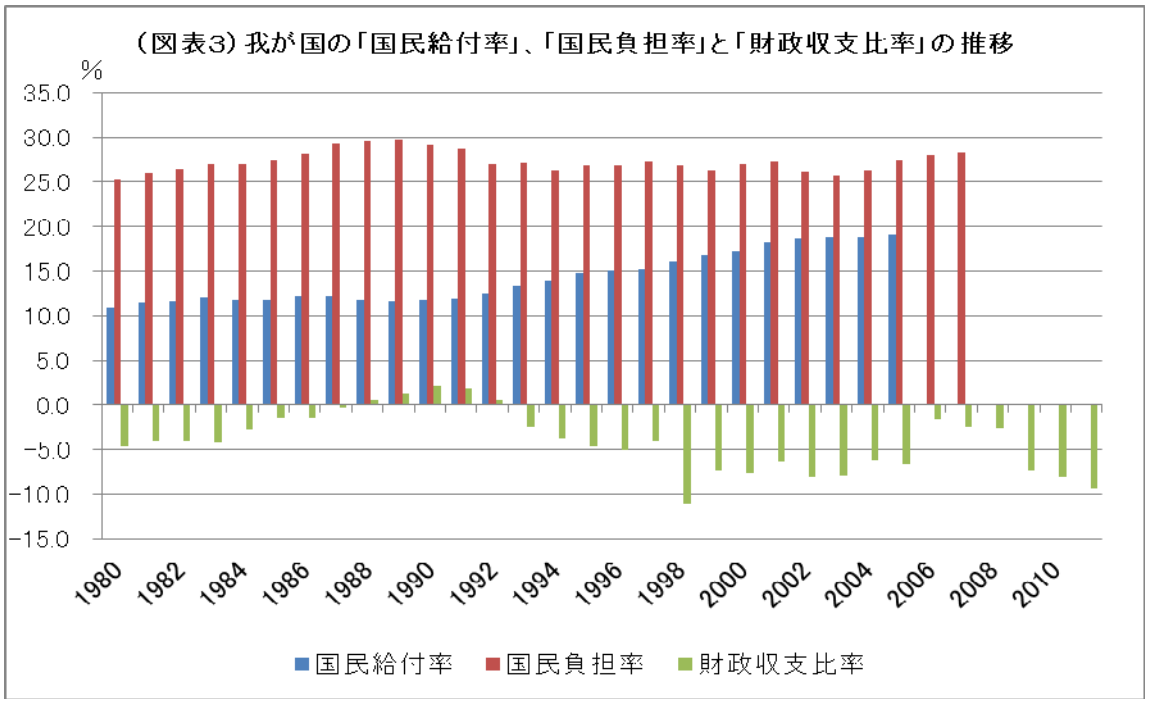


（出所）OECD “Social Expenditure Database” 、“Revenue Statistics” および “Economic Outlook Dec. 2009” より作成。

図から明らかなように、我が国の「国民負担率」は、1980 年代一貫して上昇傾向を辿ったが、1990 年代前半から低下傾向に転じ、その後は一進一退を繰り返しながらも概ね横ばい圏内で推移している。これに対し「国民給付率」は、1993 年以降大幅な上昇傾向で推移しており、「国民負担率」から「国民給付率」を差し引いた差額、すなわち社会保障給付によって国民に直接還元される部分を除いた支出部分は、急速に縮小してきている。こうした財政余力の大幅な減少を補うために、政府は国債の大量発行を余儀なくされており、これが我が国の財政収支比率の大幅な悪化となって表面化してきている。

このように、我が国の社会保障給付率の大幅上昇は、国債大量発行という将来世代に対する大規模な借金により辛うじて維持されているのが現状であるが、これに加えて、先般のリーマン・ショックによる世界的な金融危機に対応した政府の各種経済対策による財政支出の増大もあって、最近の OECD 予測によると、今年から来年にかけて我が国の「財政収支比率」はさらに悪化すると予想されている。

### 2.3 財政収支を加味した「負担と給付」の国際比較

「財政収支比率」の上昇を国民負担の観点から考えると、財政赤字は現在世代の負担を将来世代へ転嫁していることになる。一国の「負担と給付」の関係を考える場合、こうした将来世代への負担の転嫁分を無視することは、「負担と給付」に対する誤った認識を醸成する。現在世代の負担の転嫁分は、最終的には将来の税収の動向如何により左右されるが、「負担と給付」の視点からみると、財政赤字はいわば将来世代の負担を先食いしたかたちで現在世代が給付を享受していることを意味する。したがって、表面的な国民負担ではなく、財政収支の状況を考慮に入れたかたちで国民負担を考えることが重要であり、逆に財政黒字の場合については、黒字分だけ将来世代の負担が軽減されると考えることができる。本稿では、こうした「財政収支比率」を加味した「国民負担率」を「修正国民負担率」と

定義し、以下の考察を進める。

図表４は、OECDの“Social Expenditure Database”を用いた主要先進10カ国の2005年の「国民負担率」に、OECDの“Economic Outlook Dec. 2009”による「財政収支比率」を加味し、主要先進10カ国の「修正国民負担率」を作成し、これと「国民給付率」との関係をプロットしたものである。

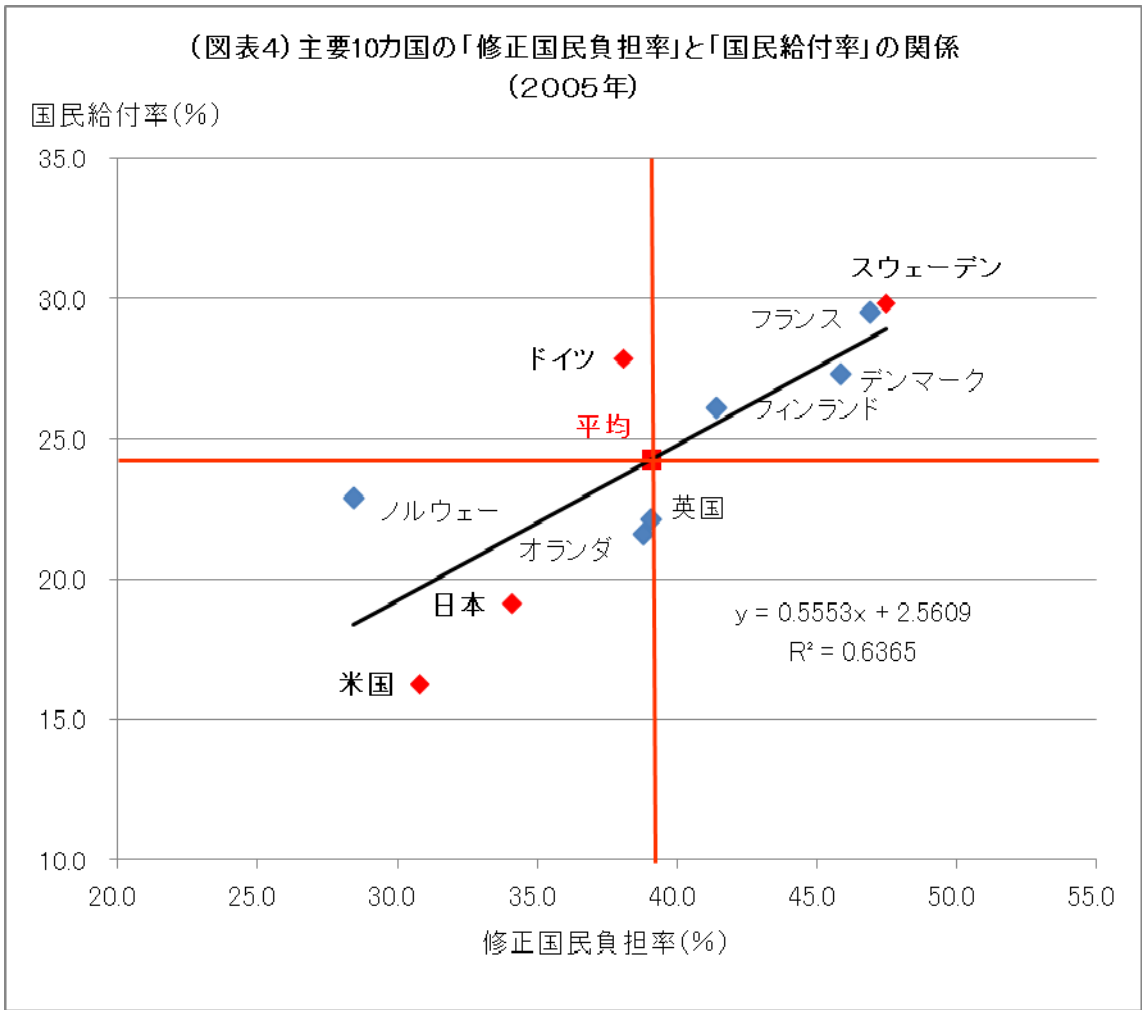


（出所）OECD“Social Expenditure Database”および“Revenue Statistics”より作成。

図から明らかなように、主要 10 カ国の「修正国民負担率」と「国民給付率」の関係は、図表 1 同様右肩上がりの正の相関を示しているが、両者の関係は「国民負担率」と「国民

給付率」の関係に比べより強いものとなっている（決定係数：「修正国民負担率」0.6365、「国民負担率」0.6232）。また、「国民給付率」の約 5 割強が「修正国民負担率」によって説明されており（「修正国民負担率」の係数：0.5553、「国民負担率」の係数：0.439）、「修正国民負担率」のほうが「国民負担率」よりも僅かではあるが高い説明力をもっている。

こうした中で、主要10カ国における我が国の位置付けをみると、基本的には図表 1 同様米国とともに「低負担・低給付」となっているが、その様相はかなり異なっている。すなわち、「国民負担率」と「修正国民負担率」の平均値からの乖離を比較すると、「修正国民負担率」の場合には、巨額の財政赤字を反映し乖離幅が大幅に縮小している（「国民負担率」-12.2、「修正国民負担率」-5.0）。その結果、「修正国民負担率」の平均値からの乖離幅は、「国民給付率」の乖離幅（-5.2）にほぼ見合った水準にまで縮小し、図表 1 にみられたような「負担と給付」のアンバランスな姿は影を潜めるかたちとなっている。さらに興味深いのは、主要国の「修正国民負担率」が、ノルウェーの特殊ケースを除き、全体として平均値にさや寄せされている点である。「高負担・高給付」にある北欧諸国におけるプラスの乖離幅が縮小する一方、「低負担・低給付」にある日米のマイナスの乖離幅も縮小し、全体として「国民負担率」の場合に比べ各国のバラツキが相対的に縮小してきている。

この事実は、財政収支の状況を加味した「修正国民負担率」でみた場合、一般的な「国民負担率」で示されるほど、各国間の「負担と給付」の構図には大きな差がないことを示している。とくに我が国は、「修正国民負担率」でみた場合、すでに米国に比べかなり10カ国平均に近づいており、必ずしも典型的な「低負担・低給付」の国家とはいえない状況にあることが分かる。次章以降では、主として「財政収支比率」調整後の「修正国民負担率」を中心に分析を進める。

## 3.国民負担の将来展望

我が国の高齢化の著しい進展は、今後さらなる社会保障関連給付の急激な拡大を招き、「国民給付率」の大幅な上昇をもたらす恐れがある。したがって、給付の拡大に見合った租税及び社会保障負担の増加は避けられず、もし現在世代が増大する負担に耐えられず、将来世代への負担に転嫁するウェイトが一層拡大すると、財政収支を加味した「修正国民負担率」の大幅な上昇を招く。本章では、これまでの「修正国民負担率」と「国民給付率」との関係を前提とした場合、将来両者の関係がどのような姿になっていくのかについて検証する。

### 3.1「国民給付率」の将来予測

初めに、高齢化の進展が「国民給付率」に及ぼす影響をみるために、OECDの“Social Expenditure Database”および“Annual Labour Force Statistics”の1980年以降のデータを用い、我が国の「国民給付率」関数を推計した。図表５は、「国民給付率」を人口構成と経済状況で説明したものであるが、ここでは、①人口要因として「老年従属人口比率（65歳以上の人口の15～64歳人口に対する比率）」を、②経済要因として「完全失業率」を代理変数として採用した。また推計に当たっては、①1980年以降の全データを用いた＜ケース１＞、②社会保障関連給付が急激に拡大し始めた1993年以降のデータによる＜ケース２＞の２つのケースについて計測を行った。

表より明らかなように、＜ケース１＞、＜ケース2＞とも全体および各係数の推計結果は統計的に有意となっている。また、＜ケース2＞は＜ケース1＞に比べ人口構成の影響がより強くなっており（老年従属人口比率の係数：＜ケース１＞0.3317、＜ケース２＞0.3952）、90年代半ば以降の社会保障給付の拡大が主として高齢化の著しい進展によりもたらされてきていることが示唆されている。

（図表5）我が国の「国民給付率」関数の推計結果

| | 説明変数 | 係数 | 標準偏差 | t 値 |
|---|---|---|---|---|
| ケース1<br>＜推計期間＞<br>1980-2005 | 定数項 | 4.2059 | 0.2106 | 19.97 |
| | 老年従属人口比率（%） | 0.3317 | 0.0225 | 14.73 |
| | 失業率（%） | 1.0062 | 0.1081 | 9.31 |
| | 決定係数 R2 | 0.9923 | | |
| ケース2<br>＜推計期間＞<br>1993-2005 | 定数項 | 3.9136 | 0.3967 | 9.86 |
| | 老年従属人口比率（%） | 0.3952 | 0.0286 | 13.83 |
| | 失業率（%） | 0.7068 | 0.1081 | 6.54 |
| | 決定係数 R2 | 0.9934 | | |

（出所）OECD の“Social Expenditure Database”、“Annual Labour Force Statistics”を用い推計。

次に、図表５の推計結果に、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来人口推計（平成18年12月推計）」を当てはめ、我が国の「国民給付率」の将来の推移を予測すると、図表６のとおりとなる。予測に当たっては、失業率について、①＜シナリオ1＞：失業率が2011年の予測水準（OECD“Economic Outlook Dec. 2009”ベース：5.4%）で横這いに推移した場合、②＜シナリオ2＞：失業率は徐々に低下し2030年以降は過去30年間の平均値（“Annual Labour Force Statistics”ベース：3.4%）で横這いに推移した場合の２つのシナリオを想定し、それぞれに適用した。

図表６にみられるように、我が国の「国民給付率」は、今後2010年代の中頃にかけてこれまでのペースで急上昇を続けた後、2020年代にかけてそのテンポは幾分鈍化するが、2030年代に入り再び上昇テンポを強め、2050年代中頃には35%～40%の水準にまで到達する可能性が高い。これをシナリオ別にみると、①＜シナリオ１＞の場合、失業率の高止まりが

持続し経済回復が進まないことから「国民給付率」の上昇テンポが著しいのに対し（2055年：＜ケース１＞36.3%、＜ケース２＞39.1%）、②＜シナリオ2＞の場合は、失業率が低下し経済が次第に回復傾向に向かうため、「国民給付率」の上昇テンポは相対的に緩やかなものに止まる（同：＜ケース１＞34.3%、＜ケース２＞37.7%）。また、いずれのシナリオにおいても、＜ケース１＞に比べ＜ケース２＞の上昇テンポは著しく、90年代央以降の経済構造を前提とした場合、「国民給付率」上昇は一層顕著となることが分かる。

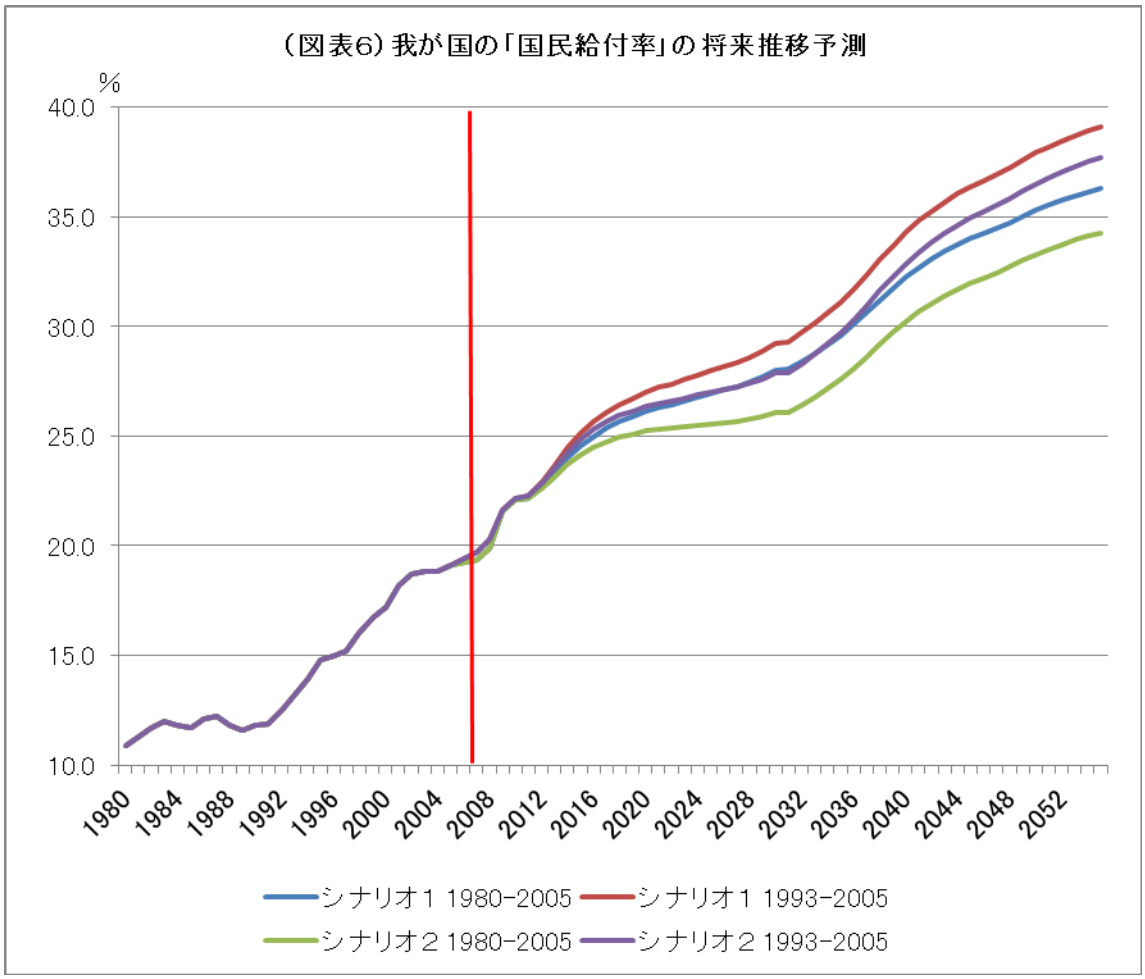


（出所）図表５の推定結果に、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来人口推計（平成 18 年 12 月推計）」および OECD の“Economic Outlook Dec. 2009”、“Annual Labour Force Statistics”を用い予測。

### 3.2「国民給付率」と「修正国民負担率」の関係

主要 10 カ国の「国民負担率」と「国民給付率」との間には右肩上がりの正の相関関係がみられるが、前章で考察したように、「財政収支比率」を加味した「修正国民負担率」でみた場合、この関係はさらに明確となる。とくに財政収支赤字の拡大により社会保障関連給付の増大をカバーしてきた我が国の場合、この傾向が顕著である。ここでは、こうしたクロスセクション・データにみられる「国民給付率」と「修正国民負担率」との関係を時系列データに当てはめ、我が国における 1980 年以降の両者の関係をみてみる。

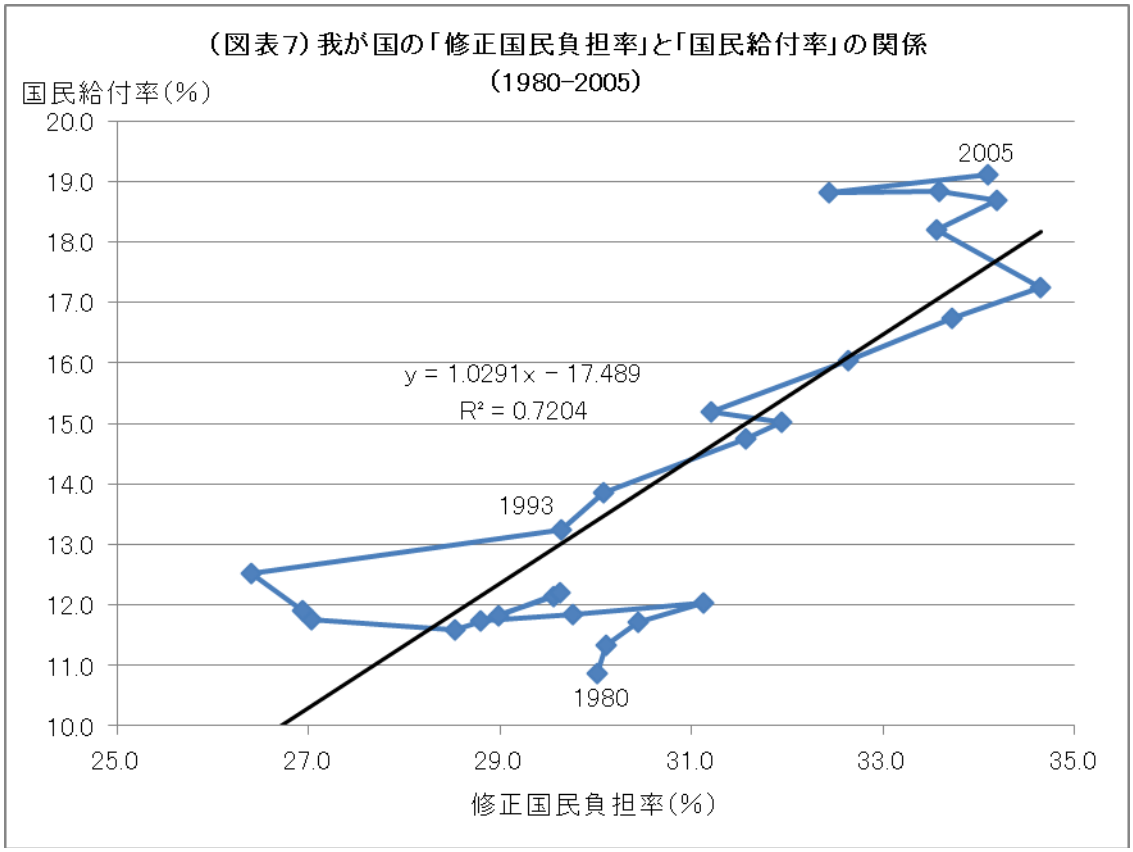


（出所）OECD “Social Expenditure Database”、“Revenue Statistics” および “Economic Outlook Dec. 2009” より作成。

図表 7 は、OECD の “Social Expenditure Database”、“Revenue Statistics” および “Economic Outlook Dec. 2009” を用い、1980年以降の我が国の「国民給付率」と「修正

国民負担率」を、時系列を追ってプロットしたものである。図にみられるように、80年代中頃から90年代初頭のバブル期において、「国民給付率」が概ね横這いで推移する中で、税収の増大による「国民負担率」の上昇と財政収支の赤字縮小・黒字化が進んだことから、「修正国民負担率」は一時大幅な低下を示したが、その後は概ね右肩上がりで推移してきている（もっとも、2000年代初頭については、小泉内閣における財政収支赤字の抑制政策から、「国民給付率」が上昇を続ける中で、一時的に「修正国民負担率」は低下を示している）。このように、両者の間には一時的に異なる局面も見られるが、クロスセクション・データ同様、全体として概ね正の相関関係が見て取れる（決定係数：0.7204）。

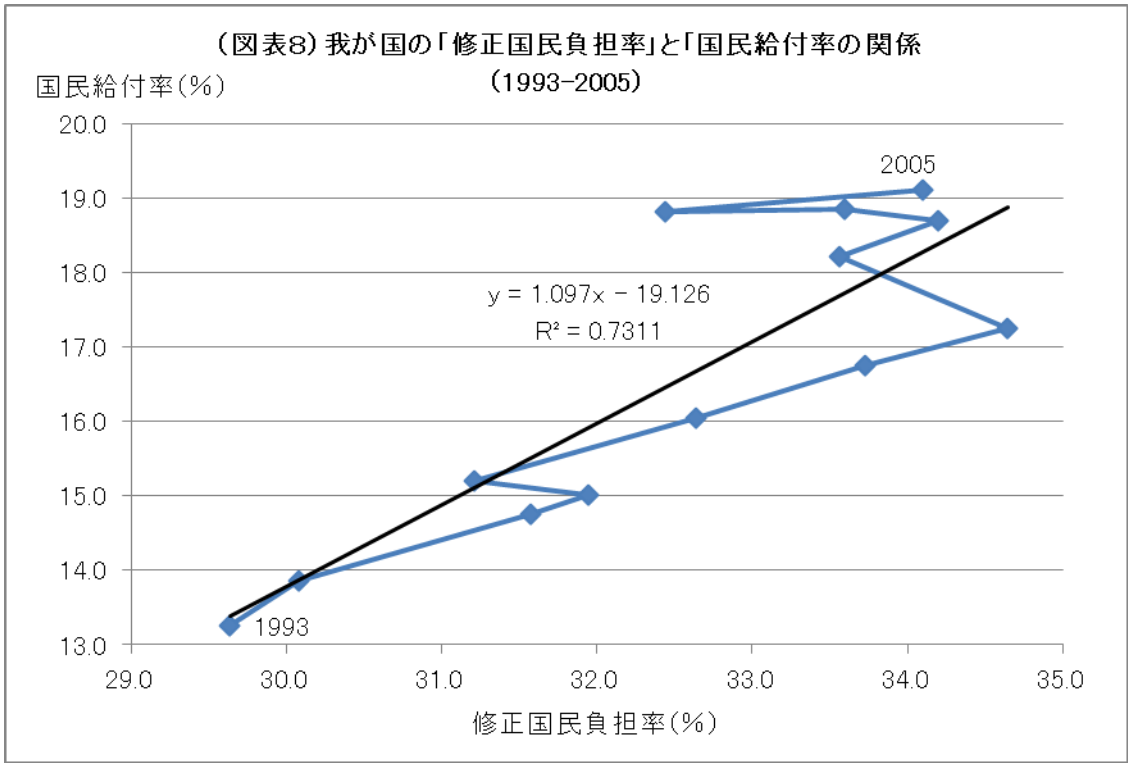


（出所）OECD “Social Expenditure Database”、“Revenue Statistics” および “Economic Outlook Dec. 2009” より作成。

こうした両者の関係を、「国民給付率」が急速に上昇し始めた 1993 年以降でみてみると、図表８のとおり図表７と比べより強い相関関係を示しているのが分かる（同：0.7311）。い

ずれにしても、我が国の「国民給付率」と「修正国民負担率」との間には統計的に有意な正の相関がみられ、「国民給付率」の上昇に伴い「修正国民負担率」は上昇せざるを得ない状況に置かれているといえる。

### 3.3 将来の「負担と給付」の関係

前節でみたように、我が国における著しい高齢化の進展は、「国民給付率」の急激な上昇をもたらすとともに、必然的に「修正国民負担率」の急激な上昇を引き起こす。ここでは、図表６の「国民給付率」の将来予測に、図表７および図表８にみられる「国民給付率」と「修正国民負担率」の関係を当てはめ、将来の「国民負担率」の上昇に必要な「修正国民負担率」の水準を予測した。

予測に当たっては、「国民給付率」の場合と同様に、失業率に関して、＜シナリオ1＞および＜シナリオ2＞の２つのシナリオを、また計測期間に関しては、③＜ケース１＞：1980－2005年、④＜ケース２＞：1993－2005年の２つのケースを想定した。

図表９にみられるように、我が国の「修正国民負担率」は、「国民給付率」の大幅上昇から今後2010年代の中頃にかけて急上昇を続けるが、その後2020年代にかけてそのテンポは幾分鈍化する。しかしながら、2030年代に入り再び上昇テンポを強め、2050年代中頃には45％～47％の水準にまで到達する可能性が高い。さらにこれをシナリオ別にみると、①＜シナリオ１＞の場合、失業率の高止まりによる「国民給付率」の大幅上昇を反映し急上昇を示すのに対し（2055年：＜ケース１＞46.1％、＜ケース２＞47.4％）、②＜シナリオ2＞の場合は、失業率の低下による「国民給付率」の相対的に緩やかな上昇テンポを反映し幾分緩やかな上昇に止まる（同：＜ケース１＞44.7％、＜ケース２＞46.5％）。また、いずれのシナリオにおいても、＜ケース１＞に比べ＜ケース２＞の上昇テンポは著しく、90年代央以降の経済構造をベースに予測した場合、「修正国民負担率」の上昇は一層顕著となる。

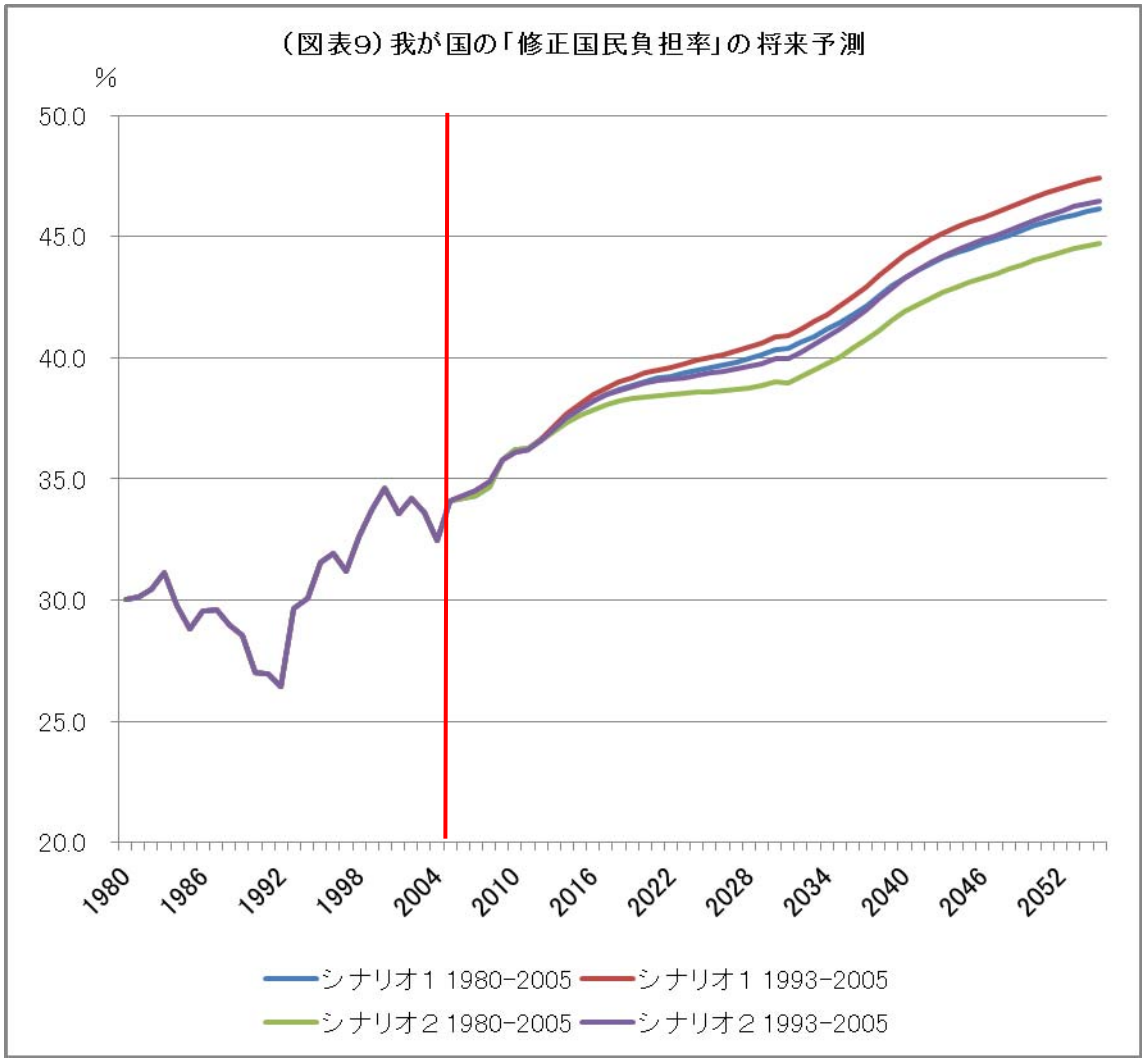


（出所）図表６の予測結果に、図表７および図表８の「国民給付率」と「修正国民負担率」の関係を適用し予測。

ここで、図表６および図表９を用いて、我が国の2050年までの「国民給付率」と「修正国民負担率」の関係をプロットし、これをエスピンーアンデルセンが指摘する福祉国家の３類型（詳細については後述）をそれぞれ代表する米国、ドイツ、スウェーデンの現在のポジションと比較すると、図表10のとおりとなる。なおここでは、我が国の「修正国民負担率」と「国民給付率」の将来推計のうち、①もっとも高水準の組合せである＜シナリオ1（点線）＞の＜ケース2＞と、②もっとも低水準の組合せである＜シナリオ2（実線）＞の

＜ケース1＞の、２つの代表的な場合について図示している。

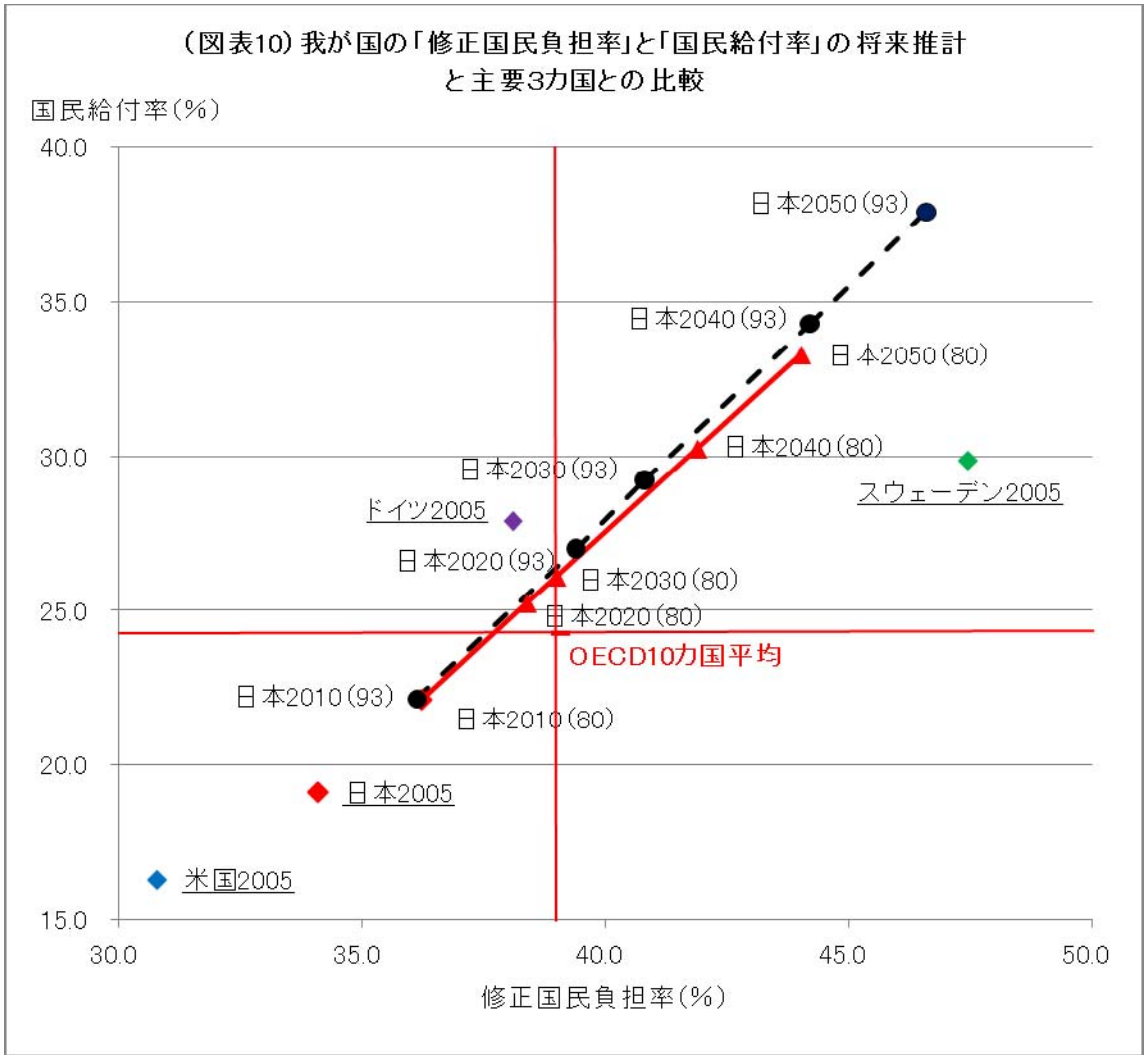


（出所）図表１、図表６および図表９を用いて作成。

図より明らかなように、将来我が国の「修正国民負担率」は、①遅くとも 2020 年には 2005 年のドイツの水準を、2030 年には 2005 年の OECD10 カ国平均を上回ること、また②早ければ2050年には2005年のスウェーデンの水準に近づく可能性があることが分かる。一方「国民給付率」は、①遅くとも 2010 年代後半には OECD10 カ国平均を上回ること、また④早ければ 2020 年代の半ば遅くとも 2030 年代の半ばには、2005 年のドイツの水準を

上回り、さらに⑤早ければ2030年代の前半遅くとも2040年には、2005年のスウェーデンの水準をも上回ることが見て取れる。

いずれにしても、＜シナリオ１＞の＜ケース2＞の場合、すなわち社会保障関連給付が急速に拡大し始めた1993年以降の経済構造を前提に、引き続き経済低迷が続くと仮定した場合、40年後にはスウェーデン並みの負担と世界に例のない高水準の給付が必要となる。一方、＜シナリオ2＞の＜ケース1＞の場合、すなわちバブル期も含めた1980年以降の経済構造を前提に、今後経済が徐々に回復に向かうと仮定した場合においても、40年後にはスウェーデンとドイツのほぼ中間程度の負担とスウェーデンを上回る給付が必要となる。

このように、これまでの経済構造を前提に将来を展望すると、我が国は世界に例のない急激な高齢化の進展から、「中負担・中給付」を一挙に跳び越えて、将来「高負担・高給付」の国家とならざるを得ない可能性が高い。

## 4.国民負担のあり方と採り得る選択肢

本章では、新たな「日本型」福祉社会の構築に向けて、国民負担の視点から考慮しなければならない基本的論点について整理するとともに、我が国が採り得る選択肢について呈示する。分析に当たっては、福祉国家の３類型を代表する米国・ドイツ・スウェーデン各国との比較を中心に検証を進める。

### 4.1 財政再建と「負担と給付」のあり方

第１章で述べたように、我が国の財政は極めて危機的な局面に達しつつあり、財政赤字のさらなる拡大による将来世代への負担の転嫁は限界に近付きつつある。図表11は、OECDの“Economic Outlook Dec. 2009”を用い、我が国の一般政府の純債務残高を、米国、ドイツ、スウェーデンの３カ国との対比でみたものである。

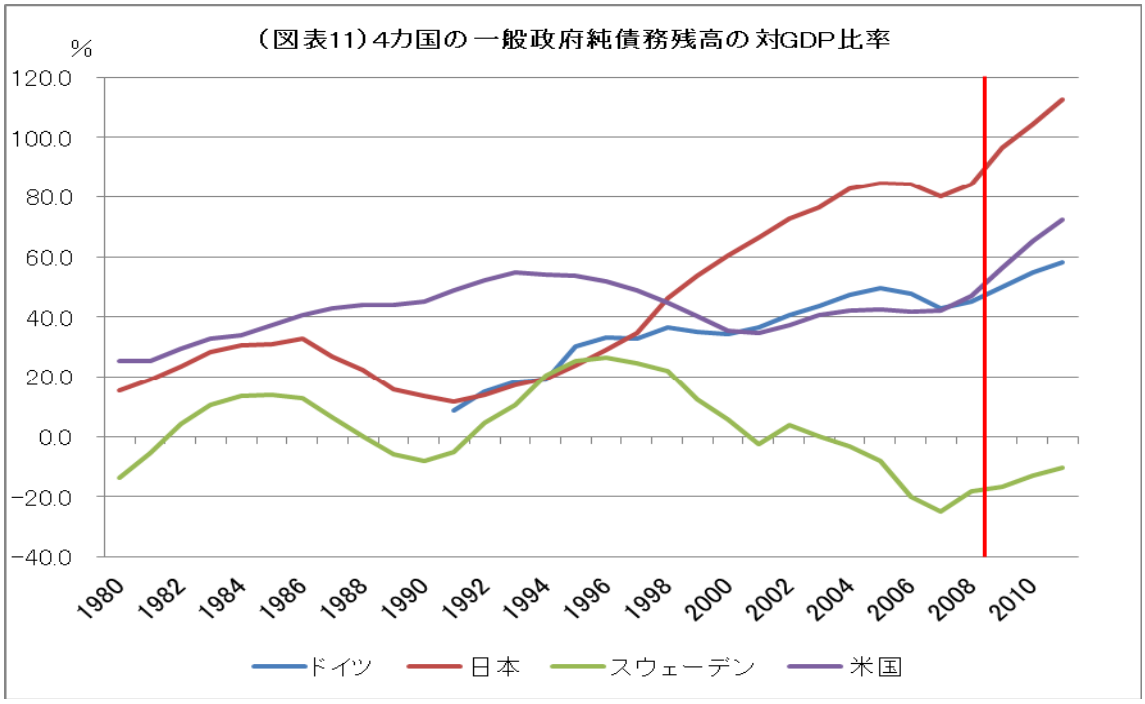


（出所）OECD“Economic Outlook Dec. 2009”より作成。

図表11から明らかなように、我が国は90年代以降の財政赤字の累増から政府の純債務残高が急増、この間バブル崩壊以降の日本経済の低迷もあって、一般政府の純債務残高の対GDP比率は未曽有の急上昇を示している。この間他の３カ国を見ると、ドイツが僅かながら上昇を示しているものの、米国、スウェーデンは低下傾向を辿っており、現在我が国は、これら３カ国のみならず世界に例のない高水準となっている。さらに、今般の世界的な金融危機を受けた経済対策の実施もあり、今後2011年にかけて各国政府の純債務残高の対GDP比率は再び急増するとのOECD予測もあり、我が国においてもさらなる上昇が予測されている。

このように、我が国における政府純債務残高の対GDP比率は、すでに危機ラインを大きく突破しており、これ以上の上昇は国債価格の暴落に繋がりかねない。その意味で、財政赤字の拡大による将来世代への負担の転嫁は限界にあり、給付の拡大をさらなる大幅な国債の発行でカバーすることは極めて困難な状態にあるといえる。

### 4.2 国民負担における社会保障負担の位置付け

こうした中で、残された選択肢は、増税もしくは社会保障負担の増大により、現在世代の実質的な負担の増加を図ることであるが、その場合、租税と社会保障負担のどちらで国民給付の増加をカバーすべきかが問題となる。

図表 12 は、OECD の “Social Expenditure Database” をもとに、我が国の「国民負担率」を租税負担率（租税の対 GDP 比率）と社会保障負担率（社会保障負担の対 GDP 比率）に分け、その推移を図示したものである。図にみられるように、90 年代以降 2000 年初頭にかけて、「国民負担率」が若干低下ないし概ね横這いで推移する中、経済低迷による税収減を反映し租税負担率が一貫して低下傾向を辿ったことから、社会保障負担率の上昇によりこれをカバーしている姿が見て取れる。もっとも、2000 年代に入り、社会保障負担率の水準は概ね頭打ちとなっており、さらなる大幅な上昇は限界となりつつあるように見受けられる。

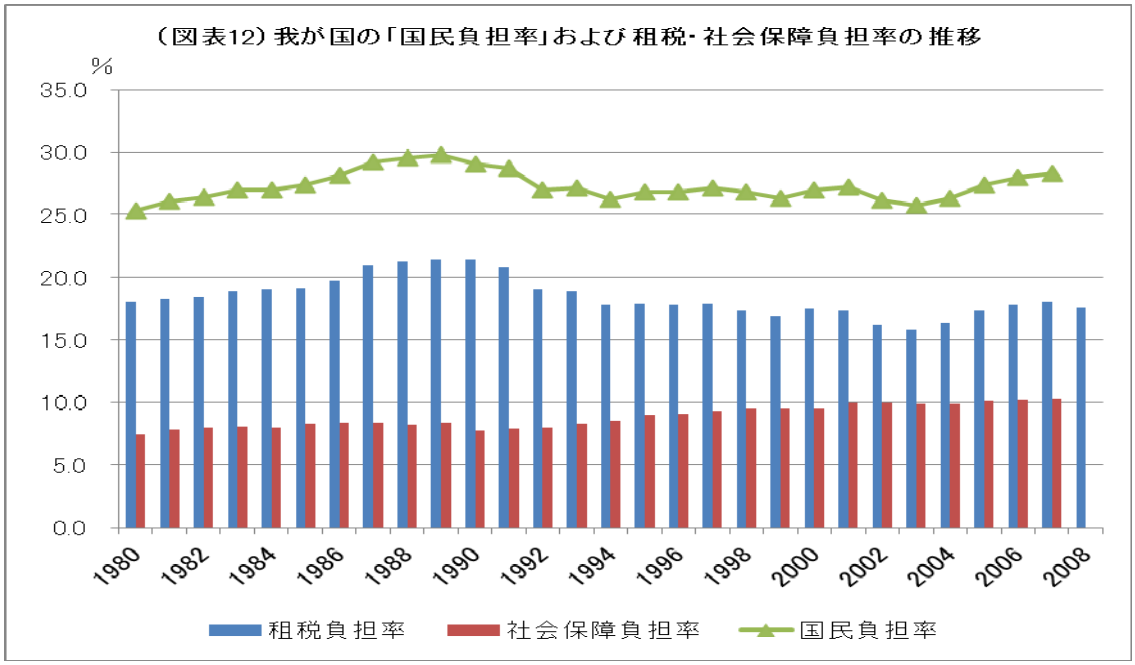


（出所）OECD “Social Expenditure Database” より作成。

ここで、OECD の “Social Expenditure Database” をもとに、2007年の我が国の租税負担率および社会保障負担率の水準を、米国・ドイツ・スウェーデンの各国と比較すると、図表13のとおりである。図にみられるように、我が国の場合、ドイツと同様に、社会保障負担率のウェイトが相対的に高く、米国やスウェーデンに比べ、租税負担率のウェイトが相対的に低いといった特徴がある。すでに、人口構成に大きな歪みを抱える我が国において、今後世界に例を見ないスピードで高齢化が進展することを考えると、世代間の所得移転をベースとする社会保障負担率にこれ以上依存することは限界に近付きつつある。その意味で、世代を超えて浅く広く負担を共有する租税負担率の引上げにより、「国民負担率」の上昇を図るしかない状況に追い込まれているといえる。

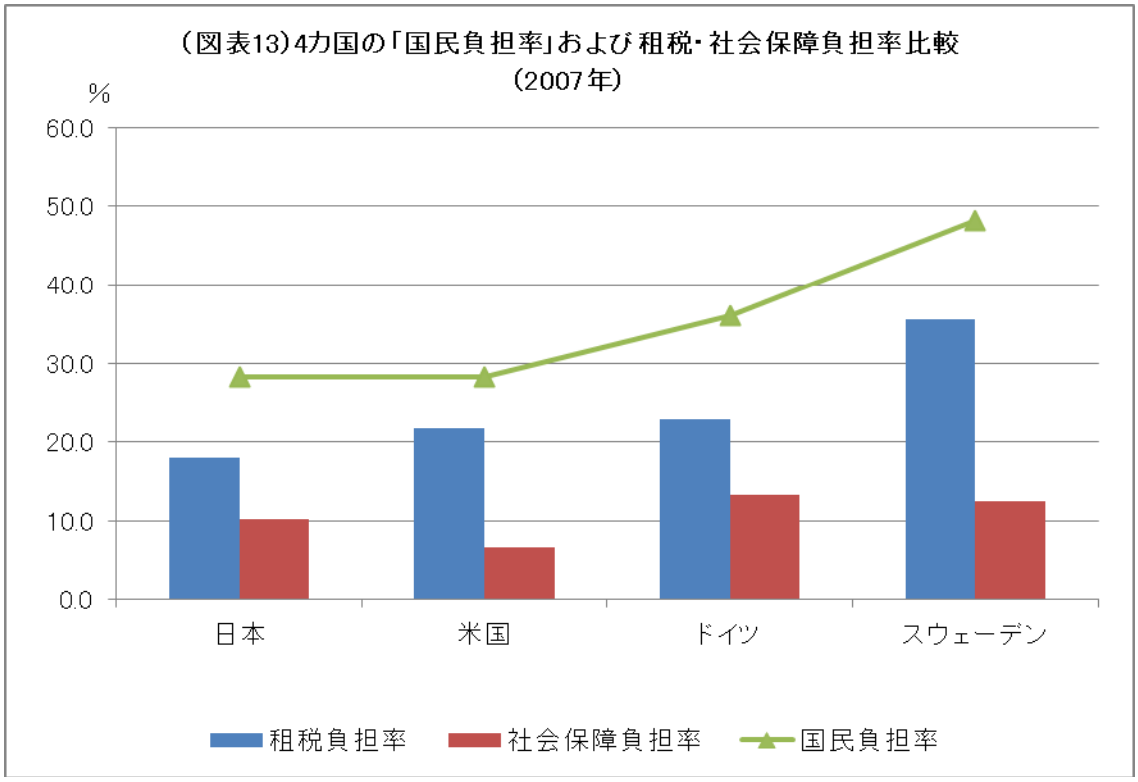


（出所）OECD “Social Expenditure Database” より作成。

### 4.3 租税負担に関する選択肢

そこで、OECD の “Revenue Statistics” を用いて、2008年の我が国の種類別の租税負担率の水準を、米国・ドイツ・スウェーデンの各国と比較すると、図表14のとおりである。図から明らかなように、我が国の租税負担率の水準は４カ国中最も低く、GDPの２割を下回っている。これを種類別にみると、①消費税負担率が米国並みの低水準にあるほか、②所得税負担率も4カ国中最も低い水準にあるのに対し、③資産税負担率は米国同様相対的に高い水準にあることが分かる。このように、我が国の租税負担の構造は、ドイツやスウェーデンのような所得税と消費税を２本柱とする「欧州型」の構造ではなく、所得税を中心に資産税と消費税を併存させる「米国型」の構造に近いといえる。

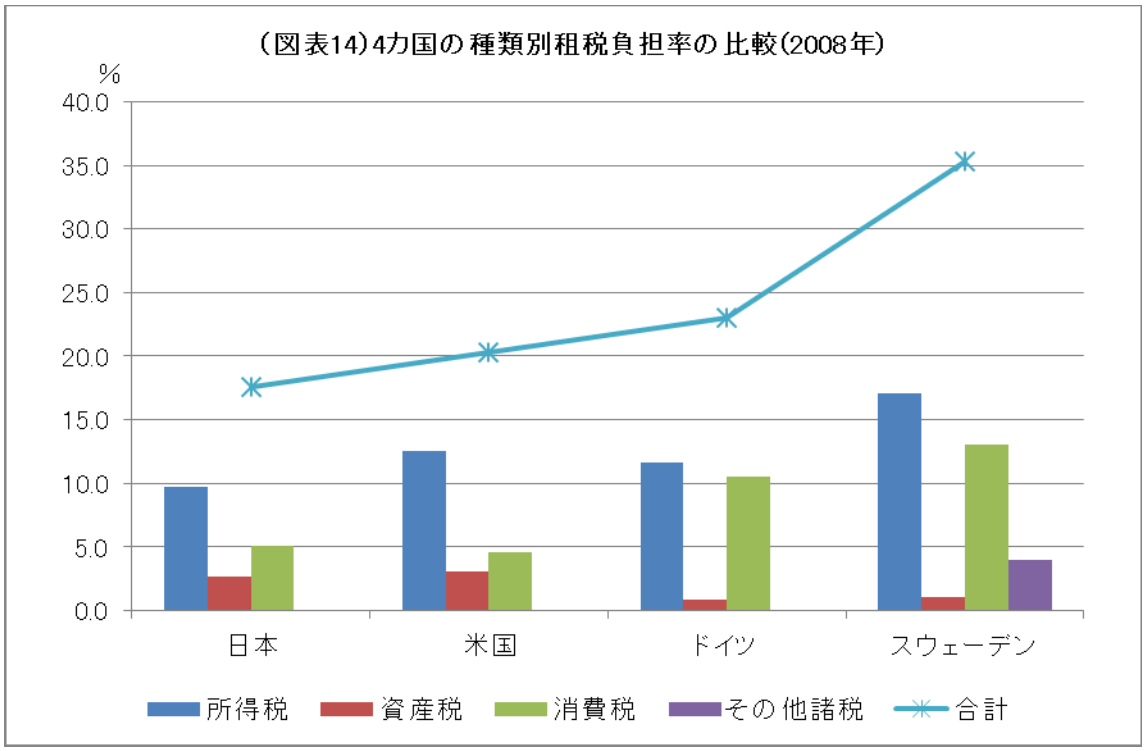


（出所）OECD “Revenue Statistics” より作成。

次に、時系列を追って所得税と消費税との間の水準の違いを見るために、1980年以降の４カ国の所得税負担率と消費税負担率との間の乖離を計算し、そのトレンドを比較すると

図表15のとおりとなる。図から明らかなように、各国とも経済変動の波に大きく左右される所得税負担率の影響を強く受けつつも、我が国をはじめドイツ、スウェーデンの場合には、明らかに右肩下がりのマイナス・トレンドがみられ、両者の乖離は徐々に縮小傾向にあることが分かる（これに対し米国の場合には明確なトレンドはみられない）。このように、米国を除く３カ国については、長期的にみれば所得税から消費税へと租税負担の構造が徐々にシフトしてきており、ドイツについてはすでに両者はほぼ同水準に達してきている。一方、我が国の場合には両者の間に依然4～5%の差があり（2008年4.6%）、その意味で、ドイツと比較した場合消費税引き上げの余地はまだあり、消費税負担率の引上げは国民負担引上げの一つの選択肢として考えられる。

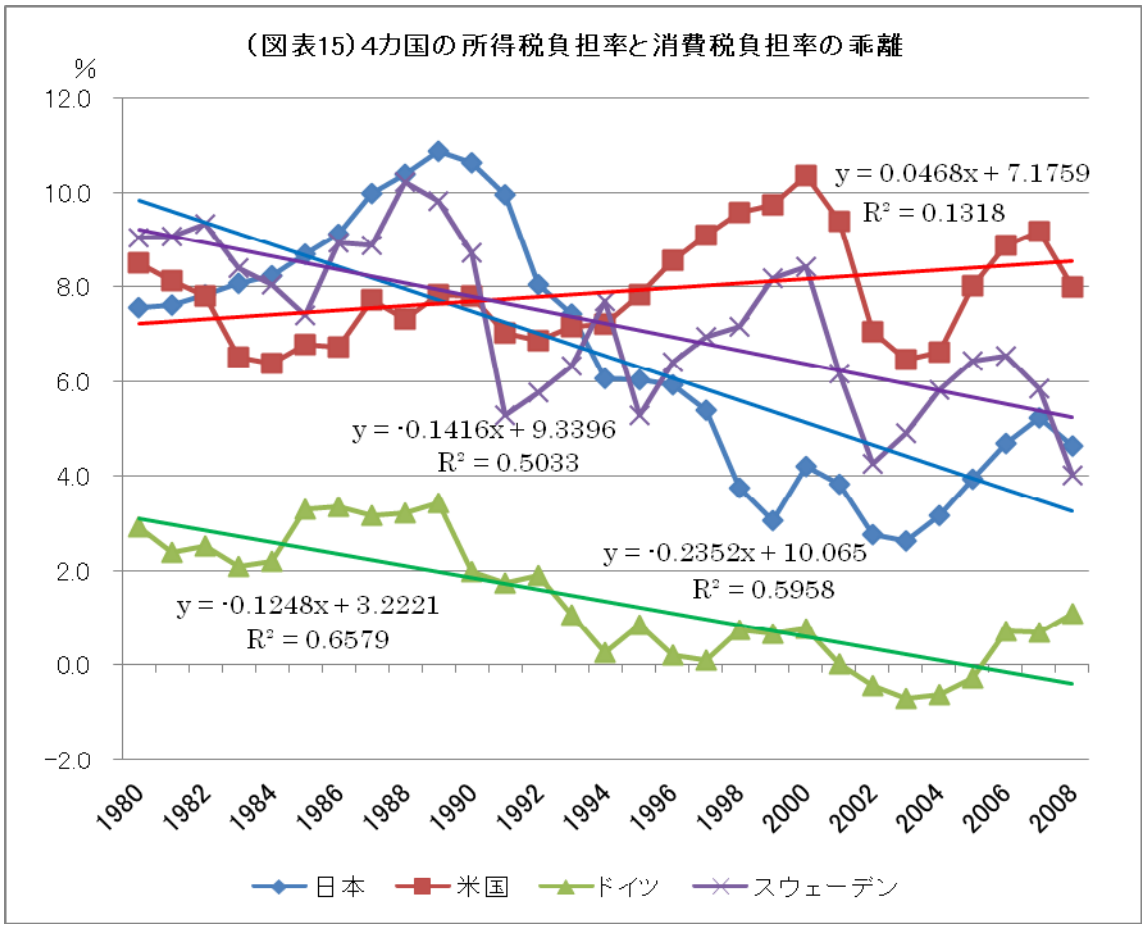


（出所）OECD “Revenue Statistics” より作成。

一方、我が国の租税負担率を国と地方に分けて、その推移を見ると図表16のとおりである。図から明らかなように、①全体の租税負担率の低下はもっぱら国税負担率の低下に基づくものであり、地方税負担率は概ね横這いに推移してきているほか、②国税負担率の変動に比べ地方税負担率の変動は相対的に小幅なものに止まっているのが分かる。こうした背景には、国民生活に密着している地方税は、経済変動に大きく左右されないよう配慮する必要があり、経済変動の調整はもっぱら国税により行われていることを反映している。

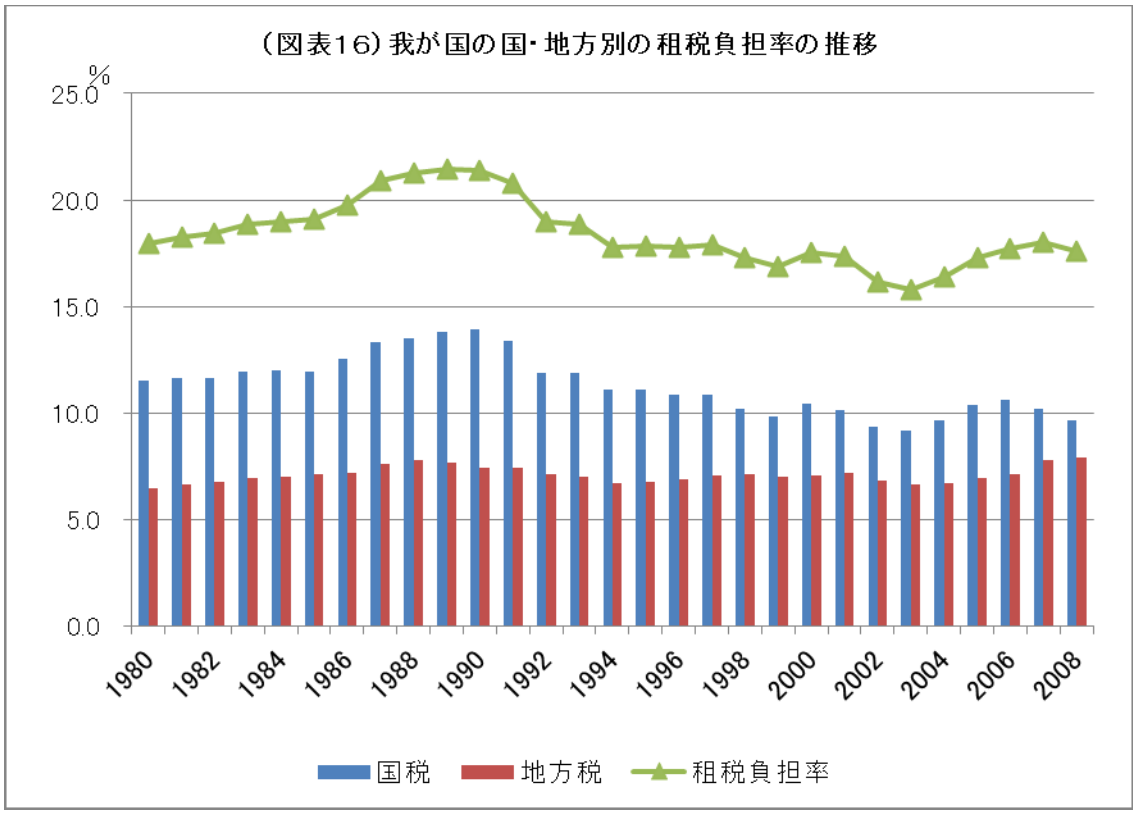


（出所）OECD“Revenue Statistics”より作成。

次に、2008 年における我が国の国税負担率と地方税負担率を、米国・ドイツ・スウェーデンと比較すると、図表 17 のとおりである。図にみられるように、我が国の国税と地方税の負担割合は、米国およびスウェーデンと大差ない状況にあり、国税負担率が地方税負担

率を若干上回る水準にある（これに対しドイツは概ね同水準にある）。

このように、最近における各国の国税負担率と地方税負担率の割合には大きな違いがないが、我が国の場合、90 年代以降の経済低迷の中で、結果的に国税負担率の低下が余儀なくされてきたために、相対的に地方税負担率の水準に近づいてきたという面が強い。その意味で、必ずしも地方分権の推進による国から地方への積極的な税負担の移転が、国税負担率低下の主たる要因とは言えない点に留意する必要がある。

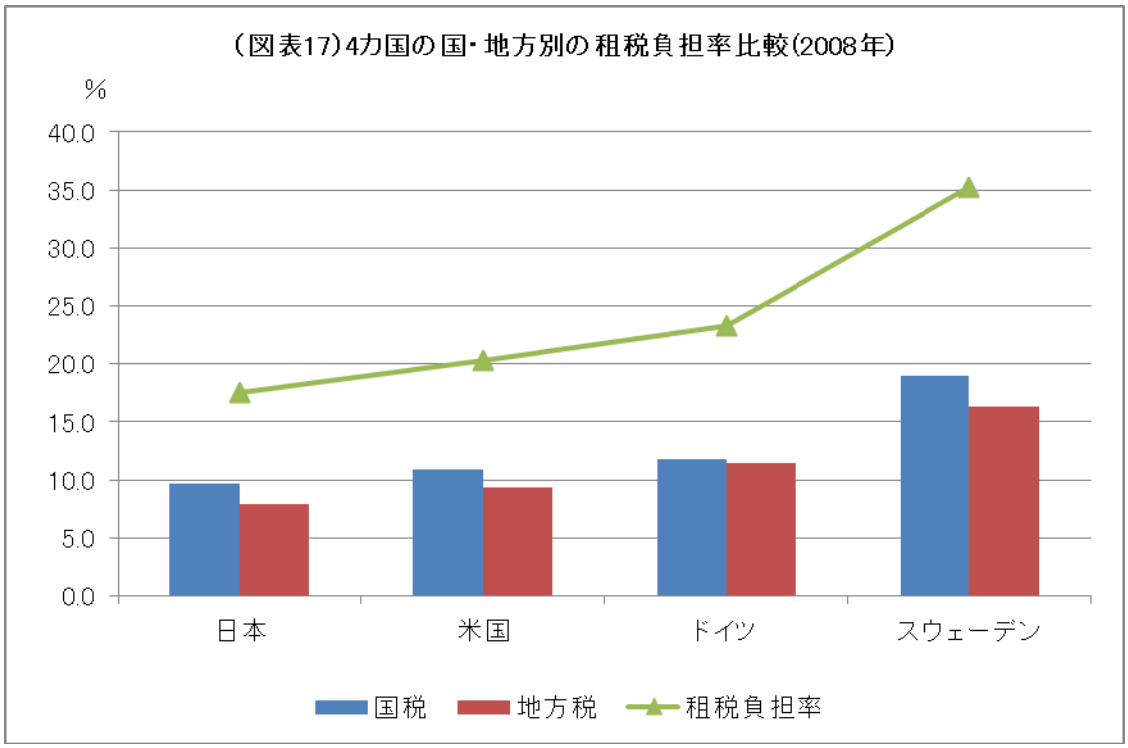


（出所）OECD“Revenue Statistics”より作成。

各国の国税負担率と地方税負担率の割合には大きな違いはないが、その中身を見ると、国によってその構成は極めて異なっている。すなわち、2008 年の 4 カ国の国税と地方税の種類別構成を比較すると、図表 18 および図表 19 のとおり、我が国の場合、国税および地方税に占める所得税の割合は概ね同水準である（国税 55.6%、地方税 55.2%）が、他の 3

カ国の租税構造には、国と地方との間に極めて大きな違いがみられる。

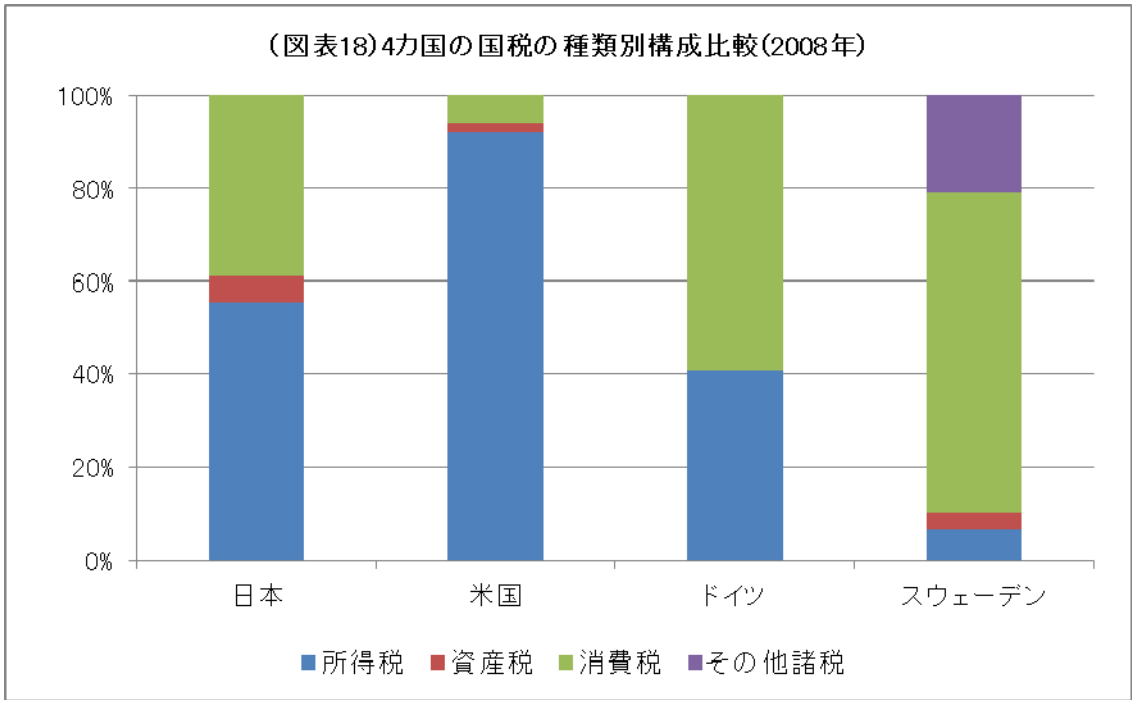


（出所）OECD “Revenue Statistics” より作成。

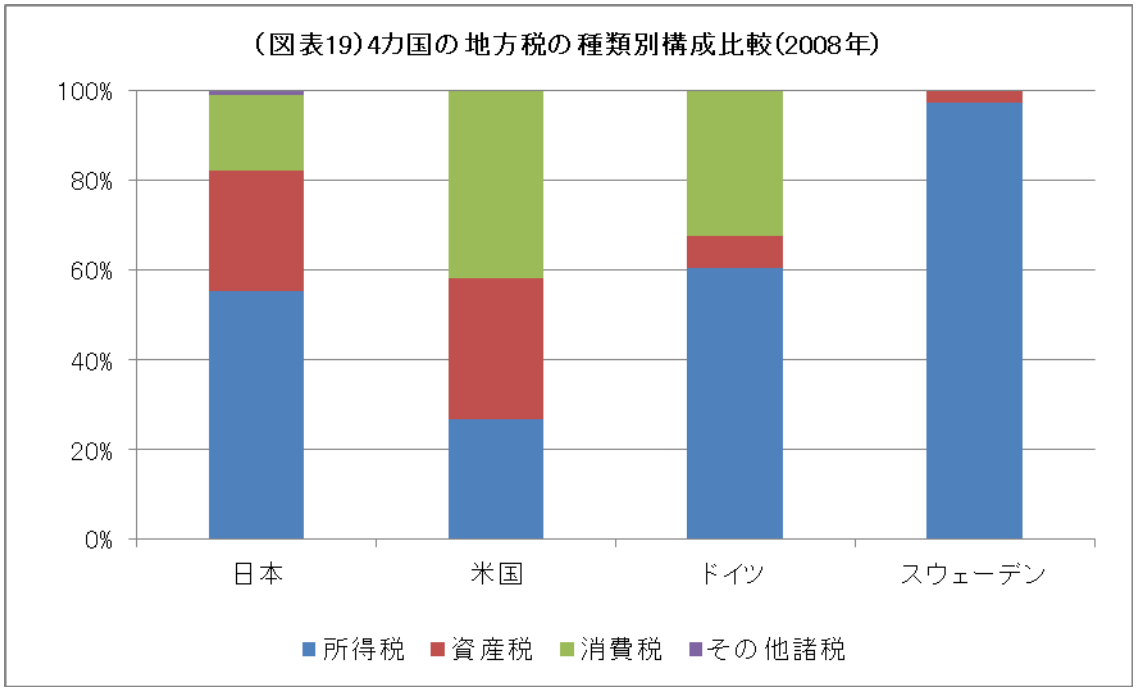


（出所）OECD “Revenue Statistics” より作成。

すなわち、①米国では、国は所得税を中心とする一方、地方は消費税と資産税を中心としているのに対し、②スウェーデンでは、国が消費税を中心としている中で、地方は所得税が大半を占めており、極めて対照的な姿となっている。こうした中で、③ドイツは、米国とスウェーデンのほぼ中間にあるが、最近ではどちらかといえばややスウェーデンに近いかたちとなっている。

このような各国における国と地方の租税負担にみられる種類別構成の違いは、それぞれの国の政治・経済・社会構造の違いを反映したものであるが、とりわけ各国の福祉社会に対する基本的枠組み（福祉レジーム）の違いが、国と地方の役割についての違いに大きく影響しているものと思われる。すなわち、「低負担・低給付」による自由主義的な福祉社会を基本としてきた米国は、これまで国民の「給付と負担」に対する意識をさほど考慮することなく、所得税を福祉以外の施策に振り向けることができたことから、国税に占める所得税のウェイトが高く、より生活に密着した施策が必要となる地方においても、所得税以外の税を中心とすることが可能であったといえる。これに対し、スウェーデンは、「高負担・高給付」による社会民主主義的な福祉社会を基本としてきたことから、福祉社会の実現における地方の役割を重視し、「負担と給付」が明確に意識できる所得税はもっぱら地方税に充て、福祉関連以外の国家の歳出については消費税で賄うかたちをとっているといえる。こうした中でドイツは、「中負担・中給付」による保守主義的な福祉社会を基本としてきたが、近年における高齢化の進展を受け徐々に「国民給付率」が上昇、どちらかといえばよりスウェーデン型の考え方に近づきつつあり、所得税の増加部分はその大半を地方に振り向け、国税についてはできるだけ消費税で賄う傾向にある。

こうした中で、我が国については３カ国と異なり、国と地方の所得税のウェイトに大きな違いがみられず、所得税以外の部分については、地方は資産税が中心に、国は消費税が中心となっている。後述のとおり、我が国の福祉レジームは、これまで「低負担・低給付」

の米国型の自由主義と「中負担・中給付」のドイツ型の保守主義とのミックスと言われてきたが、第２章で考察したように、未曽有の超高齢化社会を迎え、次第に「高福祉・高負担」に近づくことを考えると、租税負担の構造についても、国税は消費税を中心とし、地方税は「負担と給付」の関係がより明確となる所得税中心とするスウェーデン型に移行していくことが一つの選択肢となり得る。

## 5.「日本型」福祉社会のあり方と基礎的条件

超高齢化社会に突入した我が国が、今後どのような福祉社会を目指すのか、その全体像を提示することは民主党新政権にとって最大の使命である。本章では、新しい「日本型」福祉社会の構築に当たり、目指すべき福祉国家のあり方を示すとともに、これを実現するために必要な基礎的条件について吟味する。

### 5.1「日本型」福祉社会のあり方

第４章で指摘したように、３カ国の租税負担構造の背後には、それぞれの国の福祉レジームを中心とする福祉社会の基本的枠組みの違いが存在する。デンマークの社会学者エスピンーアンデルセンによると、図表 20 にみられるように、各国の福祉社会は基本的には３つの異なる類型に分類される。

すなわち、米国に代表される「米英型」福祉社会は、自由主義を基本的福祉レジームとし、市場こそが望ましい福祉の源であるとの考え方に立ち、国家の役割は規制改革や減税により市場のパフォーマンスを高めることにあるとする。また①個人主義に立脚し、個人生活はできるだけ市場に依存することを奨励するほか、②社会保障の給付水準が低いことから労働のインセンティブは比較的高く、③社会保障は真の困窮者に限定し、厳しい要件審査のもとでのセーフティネットが基本となる。

（図表 20）福祉社会の3類型

| | 「米英型」 | 「大陸型」 | 「北欧型」 |
|---|---|---|---|
| 代表国 | 米国 | ドイツ | スウェーデン |
| 福祉レジーム | 自由主義 | 保守主義 | 社会民主主義 |
| 主要政策目標 | 租税軽減<br>雇用拡大 | 所得平等<br>租税軽減 | 所得平等<br>雇用拡大 |
| 主要福祉供給主体 | 市場 | 家族 | 国家 |
| 主要福祉政策 | 減税 | 所得移転 | サービス給付 |
| 雇用の柔軟性 | 最高 | 低い | 高い |

（出所）G.Esping-Andersen“The Three Worlds of Welfare Capitalism”より作成。

一方、スウェーデンに代表される「北欧型」福祉社会は、社会民主主義を基本的福祉レジームとし、国民の包括的な社会的権利を保証した普遍主義の原則に立脚している。したがって、子どもや高齢者の社会的ケアの責任を国家が引き受けることにより、女性の地位を平等なものとすることを約束し、福祉サービスに力点を置いた福祉社会を指向する。そこでは、①男性と女性の雇用をともに極大化するかたちでの完全雇用を目指すとともに、②家族や市場による福祉サービスの供給にはあまり頼らず、福祉に占める国家の役割を高め、③市場主義とは一線を画した普遍主義的な連帯の原理が基本となる。

これらに対し、ドイツを代表とする欧州の「大陸型」福祉社会は、伝統的な保守主義を基本的福祉レジームとし、国民の社会的権利は、雇用と拠出に立脚した社会保険制度が基礎となり、その考え方は平等よりも公平に力点が置かれている。その特徴は、政府・労働組合・経営者団体相互間のパートナーシップに基づく利害調整を基本とする福祉社会（いわゆる「コーポラティズム型」福祉社会）であり、連帯はあくまでも各利益集団内の狭い

範囲に止まる。また、①社会保険制度の特性から、長期継続的雇用が可能な男性を中心とした家族主義的な福祉社会であり、これに②個人や家族のイニシアティブを重視するカトリックの「補完性原理」の考え方が加わるため、③国家の役割は家族の福祉ニーズに合わせた経済的諸条件を整備することに限定される。

こうした中で、現在の我が国の福祉社会は、どのように位置づけられるであろうか。エスピンーアンデルセンによれば、我が国は自由主義と保守主義の要素を併せ持った第４の類型といえなくもないが、その構成要素は必ずしも日本特有のものではないとして、明確な結論を先送りしている。こうした背景には、我が国の社会福祉システムが未だ発展途上にあり、超高齢化社会に入った我が国が、今後どのような福祉社会を構築していくのかを見極める必要があるとの考え方がある。

第３章の分析で明らかなように、「負担と給付」の視点から見る限り、「日本型」福祉社会は、すでに米国に代表される「低負担・低給付」の国家から、ドイツに代表される「中負担・中給付」（もっともドイツの「国民給付率」はやや高めであるが）に近づきつつあり、これまでの経済構造を前提とする限り、将来スウェーデンに代表される「高負担・高給付」の国家にならざるを得ない可能性が高い。こうした中で、第４章で考察したように、これまでのような財政収支赤字による将来世代への負担の転嫁や、グローバル競争に直面する企業に負担を強いる社会保障負担の引き上げは限界に近づきつつあり、国民の租税負担の引上げは不可避と思われる。その場合、①所得税に比べた消費税の引上げ余地は相対的に高く、これにより租税負担全体のパイを引き上げるとともに、②所得税は基本的に地方に振り向け、国は消費税を中心とする租税構造の転換を行うことが一つの選択肢となる。

いずれにしても我が国は、従来の「米英型」と「大陸型」のハイブリットによる福祉社会の枠組みから脱却し、超高齢化社会に対応できる新たな「日本型」福祉社会の構築を目指す必要があり、その場合「北欧型」福祉社会が一つの目標となる。すなわち、我が国は、高齢化の著しい進展にともない、伝統的な介護機能の担い手としての家族福祉が困難にな

りつつある一方、終身雇用制の崩壊にともない、企業福祉を維持することも不可能となりつつある状況にある。このように、家族福祉と企業福祉がともに危機的状況に向かう中で、政府の役割を国民生活の最低保障に限定した従来の自由主義的な福祉アプローチでは、もはや対応不可能な状況にあるといえる。

こうした中で、昨年８月の政権交代による民主党政権の樹立は、従来の自民党の福祉アプローチからの転換を望む国民の意思の表れとみるべきかもしれない。本年６月に発足した菅民主党新政権は、「強い財政」「強い経済」「強い社会保障」を三位一体で実現するとしているが、目指すべき「日本型」福祉社会の枠組みとはどのようなものか、早急に国民に対し提示する必要があろう。

### 5.2「日本型」福祉社会構築のための基礎的条件

我が国が、福祉における政府の役割を高め、「北欧型」の福祉社会を目指すためには、国民理解に関し、３つのクリアーしなければならない基礎的な条件がある。

第１の条件は、国民負担の増加と財政健全化に対する国民の意思の確認である。

図表21は、図表10の横軸を財政収支調整前の「国民負担率」とし、将来の「財政収支比率」に関し２つのケースを想定し、財政赤字如何によって「国民負担率」が大きく変わる姿を、主要３カ国の現状と合わせ例示的に示したものである。図表８では、「修正国民負担率」と「国民給付率」の将来推計が、①もっとも高水準の組合せである＜シナリオ1＞の＜ケース2＞と、②もっとも低水準の組合せである＜シナリオ2＞の＜ケース1＞の２つを取り上げた。ここでは、前者を＜シナリオA（点線）＞、後者を＜シナリオB（実線）＞と改めて定義し、それらに対し各々「財政収支比率」に関し、＜赤字残存ケース（左側）＞と＜赤字解消ケース（右側）＞の２つのケースを想定した。すなわち、①＜赤字残存ケース＞は、2011年まではOECD予測（-9.4%）に従い、それ以降は、1980年以降の「財政収支比率」の平均（-3.4%）になるまで毎年0.5%ずつ低下し、平均に到達する2024年以降は横

這いで推移するケース、②＜赤字解消ケース（右側）＞は、同様に2011年まではOECD予測（-9.4%）に従い、それ以降は財政収支均衡（「財政収支比率」0%）となるまで毎年0.5%ずつ低下し、均衡に到達する2031年以降は横這いで推移するケースである。

図にみられるように、いずれの場合を取っても、財政収支赤字が残存するケースに比べ、財政収支赤字を解消させるケースでは、より大きな「国民負担率」の上昇が必要となることが分かる。財政再建のための増税を国民に要請するためには、政府はこうしたイメージを眼に見えるかたちで国民に提示し、国民負担の増加と財政健全化に対する国民の意思の確認を図り、国民的合意を形成することが重要である。

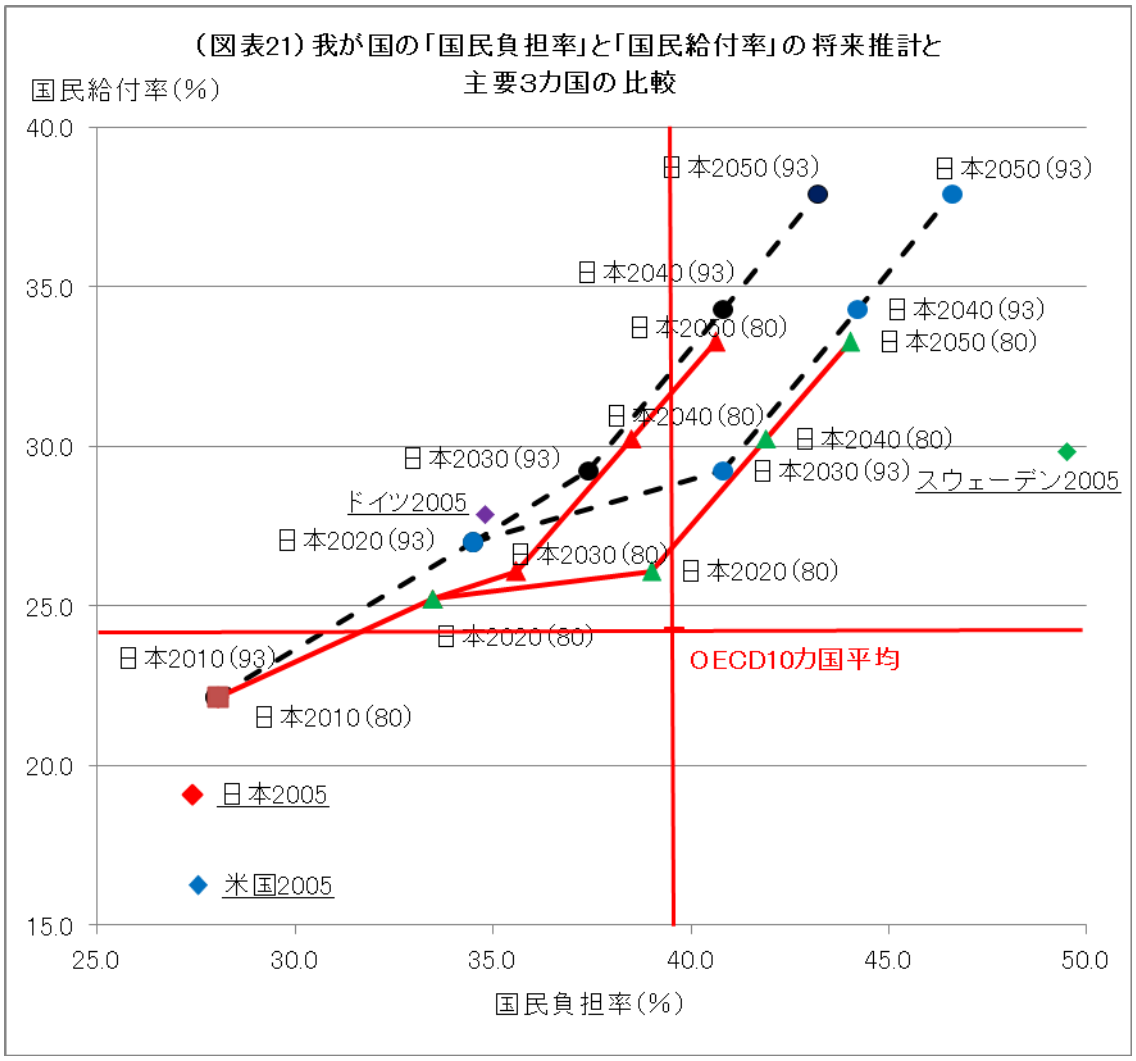


（出所）図表８および“Economic Outlook Dec. 2009”より作成。

第２の条件は、財政赤字を含めた国民還元率の引上げである。

国民の負担感は、負担した税金等がどのようにて使われているかということに大きく依存している。「国民負担率」が高くても、その相当部分が社会保障給付として還元されれば、国民の負担感はその分緩和される。一方、「国民負担率」が低くても、社会保障給付として国民に還元されている部分が小さければ、国民の負担感はその分増す。

図表 22 は、「国民負担率」に対する「国民給付率」の比率を「国民還元率」と定義し、1980 年以降の我が国の「国民還元率」の５年ごとの推移を、米国、ドイツ、スウェーデンンと比較したものである。図にみられるように、我が国の「国民還元率」は、80 年代は４カ国中もっとも低い水準で推移した（1980 年 42.8 %、1990 年 40.5 %）が、90 年代に入り急激に上昇してきており（2005 年 69.7 %）、すでに米国やスウェーデンを追い抜きドイツに迫る勢いにある。

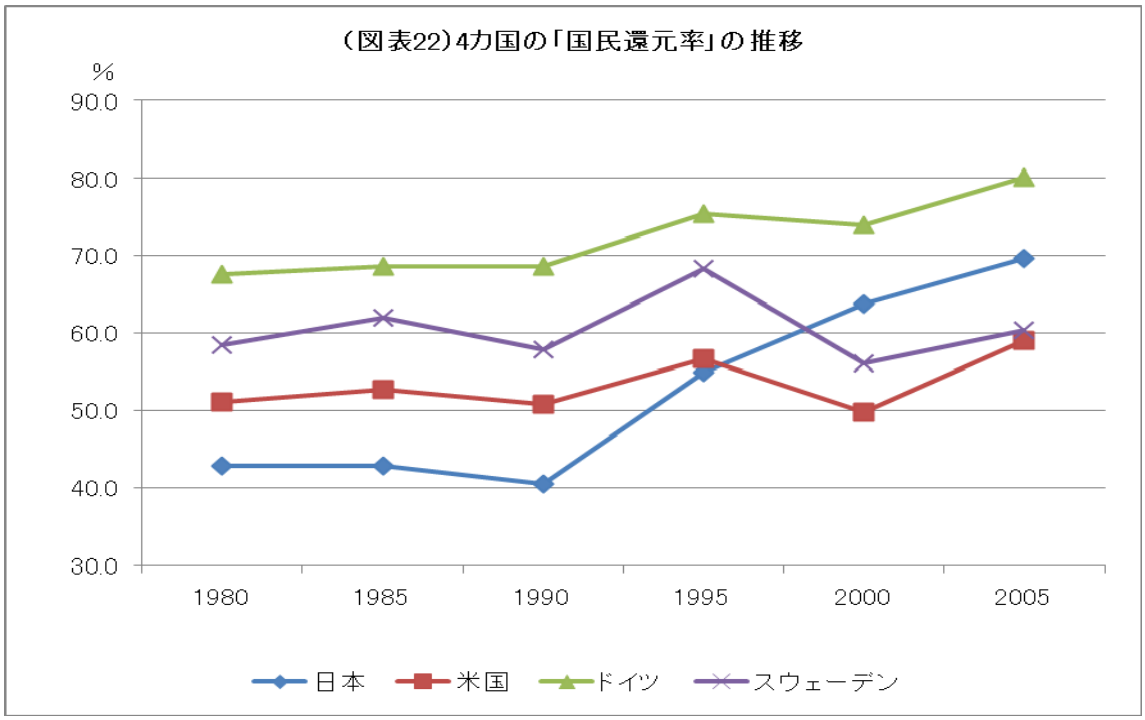


（出所）OECD “Social Expenditure Database”より作成。

しかしながら我が国の場合、第２章で指摘したように、こうした「国民還元率」の急上昇は、90年代以降の財政赤字の急激な拡大による国民負担の将来世代への転嫁によりもたらされたものであり、いわば見せかけの還元である。そこで、「財政収支比率」を加味した「修正国民負担率」に対する「国民給付率」の比率を「修正国民還元率」と定義し、その推移を4カ国で比較すると図表23のとおりとなり、かなり様相が異なってくる。

（図表23）4カ国の「修正国民還元率」の推移

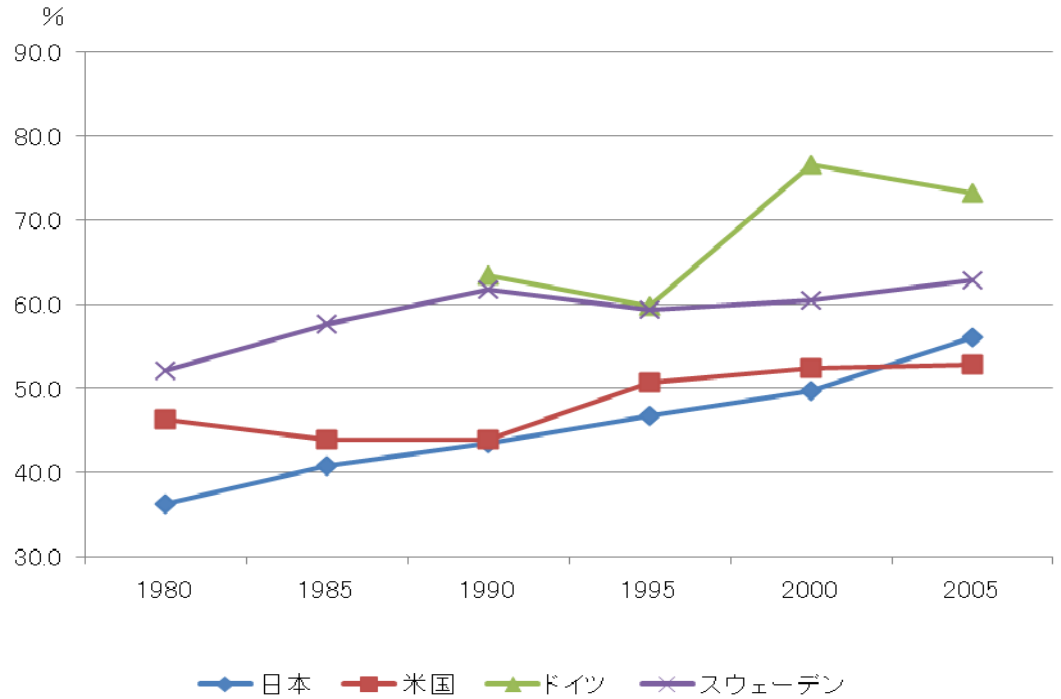


（出所）OECD “Social Expenditure Database”より作成。

図にみられるように,我が国の「修正国民還元率」は、1980 年以降緩やかな上昇（1980 年 36.2 %、2005 年 56.2 %）を続けてきているが、その水準は「財政収支比率」を加味しない「国民還元率」に比べ相対的に低い水準にあり、ドイツ、スウェーデンより低く米国を若干上回る水準に止まっている。

このように、表面的には国民の負担感は大きく改善され、主要国の中でも低い水準にあるが、これは財政赤字の拡大による見せかけの負担感であり、実質的な負担感はしだいに改善されてきているとはいえ、主要国の中でも依然として高い水準にある。重要なことは、こうした「財政収支比率」を加味した実質的な「国民還元率」の水準を高めることであり、増税による国民負担の増加について国民に納得してもらう努力が必要である。

第 3 の条件は、政治と財政に対する信頼感の醸成である。

周知のとおり、我が国の政治が抱える最大の問題は、国民の政治や官僚に対する拭い難い不信感である。図表24は、World Economic Forum が毎年実施している経営者意識調査をもとに、政治家や官僚に対する企業経営者の意識を取りまとめたものである。

**（図表 24）政治家・官僚に対する企業経営者の意識**

| | | 日本 | 米国 | ドイツ | スウェーデン |
|---|---|---|---|---|---|
| 1. 政治家に対する国民の信任 | 順位 | 54 位 | 43 位 | 25 位 | 6 位 |
| 1＝極めて低い　7＝極めて高い | 得点 | 3.1 | 3.4 | 4.1 | 5.8 |
| 2. 政策決定における官僚の情実 | 順位 | 17 位 | 48 位 | 12 位 | 1 位 |
| 1＝常に情実的　7＝情実なし | 得点 | 4.5 | 3.4 | 5.0 | 5.8 |
| 3. 財政支出の無駄 | 順位 | 99 位 | 68 位 | 31 位 | 17 位 |
| 1＝極めて無駄　7＝極めて効率的 | 得点 | 2.8 | 3.3 | 4.1 | 4.7 |
| グローバル競争力 | 順位 | 8 位 | 2 位 | 7 位 | 4 位 |
| （2009-2010） | 得点 | 5.4 | 5.6 | 5.4 | 5.5 |

（出所）World Economic Forum “The Global Competitiveness Report 2009-2010” における経営者意識調査（2008-2009）より作成。

表より明らかなように、我が国の場合、「政治家に対する国民の信任」が米国に次いで低く（世界 54 位）、「財政支出の無駄」が 4 カ国中圧倒的に大きい（同 99 位）。これに

対しスウェーデンは、高負担国家にもかかわらずグローバル競争力が米国に次いで高い中で（同 4 位）、「政策決定に関する官僚の情実」が極めて少なく（同 1 位）、「政治に対する国民の信任」が厚いうえ（同 6 位）、「財政支出の無駄」も 4 カ国中最も少ない（同 17 位）との評価を受けている。

この事実は、①国民に高負担を求めるいわゆる「大きな政府」が、必ずしも企業のグローバル競争力を失わせることに繋がるとは言えないこと、②「大きな政府」は、国民の政治や官僚に対する信認に裏打ちされたものであること、③絶えず財政支出の無駄を除く努力を続けることが、国民に高負担を求める上で不可欠なことを示唆している。

我が国においても、消費税引上げによる国民負担の増大が、今回の参議院選挙を通じて本格的に議論の俎上に乗り始めてきているが、こうした議論が国民的合意のもとに可能となる前提には、政治と財政に対する国民の信認が不可欠の条件であることを肝に銘じるべきである。

## 6.おわりに

本稿における考察から得られた「負担と給付」に関する知見を整理すると、以下のとおりである。

① 我が国の「負担と給付」の関係は、表面的には「低負担・低給付」から「低負担・中給付」に変化しつつあるが、財政収支赤字を加味すると、すでに「中負担・中給付」の状態に近づきつつある。

② 今後、超高齢化の進展による「国民給付率」の上昇をカバーするために「国民負担率」の引上げは避けられず、将来「国民負担率」は、現在のドイツとスウェーデンの水準の中間に達する可能性が高い。

③ 国民負担の引上げを図る方法としては、①消費税を主要国並みの水準に引上げるとと

④ 政府は、①財政再建に対する国民合意を図り、②財政赤字を加味した国民還元率の引上げを目指すとともに、③政治と財政に対する国民の信頼感の醸成に取り組むことが重要である。

⑤ 新政権は、我が国が目指すべき「日本型」福祉社会の枠組みを国民の前に明らかにし、「市場主義的・家族主義的」福祉レジームからの脱却を図る必要がある。

我が国は、2009年8月、戦後長らく続いた自民党政権に終止符が打たれ、新たに鳩山民主党政権が成立し本格的な政権交代の時代に入ったが、2010年5月、沖縄米軍基地の移転先の問題に加えいわゆる「政治と金」の問題につまずき、僅か8ヶ月で崩壊した。後を引き継いだ菅新政権は、消費税増税による財政再建に本格的に取り組むとして、「強い財政」「強い経済」「強い社会保障」を三位一体として実現を図ることに意欲を燃やし、参議院選を戦おうとしている。本稿で考察したように、財政・経済・社会保障は相互に密接に関連しており、これらを三位一体で改革するためには、国民の「負担と給付」の関係をどのような方向に持っていくのか、新政権は、その青写真を早急に示すとともに、新しい「日本型」福祉社会のあり方についての国民的合意の形成に直ちに取り掛かる必要がある。

【参考資料】

Esping-Andersen , G. 1990 , *The Three Worlds of Welfare Capitalism* , Polity Press

藤井威　2002　『スウェーデン・スペシャル[Ⅰ]』　新評論

藤岡純一　2001　『分権型福祉社会　スウェーデンの財政』　有斐閣選書

井上誠一　2003　『高福祉・高負担国家 スウェーデンの分析 21 世紀型社会保障のヒント』中央法規

神野直彦・金子勝　1999　『「福祉政府」への提言』　岩波書店

Johnson , N. 1999 , *Mixed Economies of Welfare ; A Comparative Perspective* , Prentice Hall

加藤寛・丸尾直美　2002　『福祉ミックスの設計』　有斐閣

京極高宣　2007　『社会保障と日本経済』　慶應義塾大学出版会

国立社会保障・人口問題研究所　2010　「人口統計資料集」 http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2009

国立社会保障・人口問題研究所　2010　「将来推計人口」　http://www.ipss.go.jp/

OECD　2010　"Annual Labour Force Statistics "　http://stats.oecd.org/wbos/Index

OECD　2010　"Economic Outlook Dec. 2009"　http://stats.oecd.org/wbos/Index

OECD　2010　"Key Short-Term Economic Indicators" http://stats.oecd.org/wbos/Index.

OECD　2010　"Revenue Statistics"　http://stats.oecd.org/wbos/Index.

OECD　2010　"Social Expenditure Database"　http://stats.oecd.org/wbos/Index

World Economic Forum　2009　"The Global Competitiveness Report 2009-2010" http://www.weforum.org/documents/gcr0809/index.html

# 研究レポート一覧

| | | |
|---|---|---|
| No.358 | 高齢化社会における「負担と給付」のあり方と「日本型」福祉社会 | 南波駿太郎（2010年6月） |
| No.357 | 「温室効果ガス25％削減と企業競争力維持の両立は可能か？」 | 濱崎　博（2010年6月） |
| No.356 | Global Emission Trading Scheme<br>-New International Framework beyond the Kyoto Protocol- | Hiroshi Hamasaki（2010年6月） |
| No.355 | 中国人民元為替問題の中間的総括 | 柯　隆（2010年6月） |
| No.354 | サービス評価モデルとしての日本版顧客満足度指数 | 長島　直樹（2010年5月） |
| No.353 | 健康と経済・経営を関連付ける視点 | 河野　敏鑑（2010年4月） |
| No.352 | 高齢化社会における福祉サービスと「地域主権」 | 南波駿太郎（2009年12月） |
| No.351 | 米国の医療保険制度改革の動向 | 江藤　宗彦（2009年11月） |
| No.350 | サービスプロセスにおける評価要素の推移<br>－非対面サービスを中心として－ | 長島　直樹（2009年10月） |
| No.349 | 社会保障番号と税制・社会保障の一体改革 | 河野　敏鑑（2009年9月） |
| No.348 | カーボンオフセットと国内炭素市場形成の課題 | 生田　孝史（2009年8月） |
| No.347 | 中国のミドル市場開拓戦略と日系企業 | 金　堅敏（2009年7月） |
| No.346 | 企業の淘汰メカニズムはどのように働いているのだろうか | 齊藤有希子（2009年6月） |
| No.345 | 情報セキュリティと組織感情、Enterprise 2.0 | 浜屋　敏（2009年6月） |
| No.344 | 高齢化社会における社会保障給付と雇用政策のあり方<br>－グローバル競争力と雇用確保の両立に向けて－ | 南波駿太郎（2009年5月） |
| No.343 | 森林・林業再生のビジネスチャンス実現に向けて | 梶山　恵司（2009年5月） |
| No.342 | 中国経済分析の視座　－インフレと雇用の政策的意味－ | 柯　隆（2009年5月） |
| No.341 | サービス・プロセスの評価とブループリンティング手法の有効性 | 長島　直樹（2009年5月） |
| No.340 | 臨床研究における利益相反マネジメントに関する規程の現状と課題 | 西尾　好司（2009年4月） |
| No.339 | 産学連携拠点としての米国の大学研究センターに関する研究 | 西尾　好司（2009年4月） |
| No.338 | インフォミディアリの再定義と消費行動・企業経営へのインパクト | 新藤　精士<br>浜屋　敏（2009年4月） |
| No.337 | 大企業のクラウドコンピューティングへの取り組みに向けた考察 | 湯川　抗<br>前川　徹（2009年4月） |
| No.336 | オバマ新大統領の医療改革 | 松山　幸弘（2009年3月） |
| No.335 | 労働拘束時間が運動習慣に与える影響について<br>－「健康会計」に向けた企業と社会にとっての新たな視点 | 河野　敏鑑（2009年1月） |
| No.334 | 金融資産市場の変容とわが国金融改革のあり方<br>－米・英比較にみる「金融危機」の背景と金融の役割－ | 南波駿太郎（2008年12月） |
| No.333 | 低炭素社会に向けた民生部門対策の設計 | 生田　孝史（2008年12月） |
| No.332 | 調整期に入る中国経済 | 朱　炎（2008年11月） |

http://jp.fujitsu.com/group/fri/report/research/

研究レポートは上記URLからも検索できます

富士通総研　経済研究所
〒105-0022　東京都港区海岸1丁目16番1号（ニューピア竹芝サウスタワー）
TEL.03-5401-8392　FAX.03-5401-8438
URL http://jp.fujitsu.com/group/fri/